

目 次

◎会議録第1号（2月26日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
日程第2 教育長諸般の報告	8
開 議	10
日程第3 会議録署名議員の指名	11
日程第4 会期の決定	11
日程第5 報告第 1号 専決処分の報告について（郡中線、古泉 駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事変 更協定の締結について）	11
日程第6 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	12
日程第7 議案第 3号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正す る条例	13
日程第8 議案第 4号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者 を配置する対象工事並びに布設工事監督 者及び水道技術管理者の資格基準に関す る条例の一部を改正する条例	15
日程第9 議案第 5号 松前町児童館の指定管理者の指定につい て	17
日程第10 議案第 6号 松前町総合福祉センターの指定管理者の 指定期間の延長について	18
日程第11 議案第 7号 平成30年度松前町一般会計補正予算 （第6号）	20
日程第12 議案第 8号 平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算（第5号）	20
日程第13 議案第 9号 平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算（第5号）	20
日程第14 議案第10号 平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算（第4号）	20
日程第15 議案第11号 平成31年度松前町一般会計予算	23
日程第16 議案第12号 平成31年度松前町国民健康保険特別会	

		計予算	23
日程第17	議案第13号	平成31年度松前町後期高齢者医療特別 会計予算	23
日程第18	議案第14号	平成31年度松前町介護保険特別会計予 算	23
日程第19	議案第15号	平成31年度松前町公共下水道事業特別 会計予算	23
日程第20	議案第16号	平成31年度松前町水道事業会計予算	23
日程第21	議選第1号	伊予市外二町共有物組合議会議員の選出 について	30
散 会			31

◎会議録第2号（3月5日）一般質問

開 議			36
日程第1	会議録署名議員の指名		36
日程第2	一般質問		
	8番 藤岡 緑議員		36
	4番 影岡 俊範議員		47
	3番 金澤 浩議員		53
	9番 加藤 博徳議員		70
散 会			78

◎会議録第3号（3月14日）委員長報告

開 議			85
日程第1	会議録署名議員の指名		85
日程第2	議案第2号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	85
日程第3	議案第3号	松前町町営住宅管理条例の一部を改正す る条例	86
日程第4	議案第4号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者 を配置する対象工事並びに布設工事監督 者及び水道技術管理者の資格基準に関す る条例の一部を改正する条例	88
日程第5	議案第5号	松前町児童館の指定管理者の指定につい	

		て……………	89
日程第6	議案第 6号	松前町総合福祉センターの指定管理者の 指定期間の延長について……………	90
日程第7	議案第 7号	平成30年度松前町一般会計補正予算 (第6号)……………	93
日程第8	議案第 8号	平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第5号)……………	93
日程第9	議案第 9号	平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第5号)……………	93
日程第10	議案第10号	平成30年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第4号)……………	93
日程第11	議案第11号	平成31年度松前町一般会計予算……………	97
日程第12	議案第12号	平成31年度松前町国民健康保険特別会 計予算……………	97
日程第13	議案第13号	平成31年度松前町後期高齢者医療特別 会計予算……………	97
日程第14	議案第14号	平成31年度松前町介護保険特別会計予 算……………	97
日程第15	議案第15号	平成31年度松前町公共下水道事業特別 会計予算……………	97
日程第16	議案第16号	平成31年度松前町水道事業会計予算……………	97
日程第17	議案第17号	松前町監査委員の選任について……………	103
日程第18	議案第18号	松前町教育委員会委員の任命について……………	104
日程第19	議案第19号	平成31年度松前町一般会計補正予算 (第1号)……………	105
閉 議		……………	124
町長挨拶		……………	124
閉 会		……………	124

2月26日（第1号）

平成31年松前町議会第1回定例会会議録

平成31年2月26日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	徳居 芳之
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	松岡 謙三
教育委員会 事務局 長	仲島 昌二
総務課長	和田 欣也
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
福祉課長	楠田 匡志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局書記	徳本敏子

平成31年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.1

	平成31年2月26日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
日程第2	教育長諸般の報告		
	開 議		
日程第3	会議録署名議員の指名		
日程第4	会期の決定		
日程第5	報告第 1号	専決処分の報告について(郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事変更協定の締結について)	
上程	報告	質疑	
日程第6	議案第 2号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第 3号	松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第 4号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第 5号	松前町児童館の指定管理者の指定について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第 6号	松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第 7号	平成30年度松前町一般会計補正予算(第6号)	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第12	議案第 8号	平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第13	議案第 9号	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)

日程第14	議案第10号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第15	議案第11号	平成31年度松前町一般会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第16	議案第12号	平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第17	議案第13号	平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第18	議案第14号	平成31年度松前町介護保険特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第15号	平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第16号	平成31年度松前町水道事業会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議選第1号	伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について
上程	指名推選	

○議長（八束 正） 御報告をいたします。

去る2月6日の全国町村議会議長会第70回定期総会において、岡井馨一郎議員と早瀬武臣議員が自治功労者として表彰されましたので、御報告をいたします。

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから平成31年松前町議会第1回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

今年の冬は、平年より気温が高く、暖かい日が続いています。菜の花がまばゆい黄色で町内を美しく染め、本格的な春の訪れを感じられる季節となりました。

本日、平成31年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、平成31年度当初予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月13日に今年一年火災のないことを祈って平成31年松前町消防出初式を松前公園で開催いたしました。今年は、これまでとは一味違う趣向を凝らした演出として、消防団有志の皆さんにより、かつて消防団の力を結集する号令の役目となっていた木遣り唄と昭和30年頃まで現場で活躍していた腕用ポンプによるポンプ操法を披露していただきました。消防団員の皆さんには、町民の生命と財産を守るため、日夜献身的に活動していただいております。改めて心から感謝と敬意を表しますとともに、今後とも地域防災の要として御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、総務省の住民基本台帳に基づく人口報告が、先月31日に発表されました。

報告によると、松前町は町外からの転入者が町外への転出者を上回る転入超過となっており、四国の全95市町村の中、2番目に転入超過者の多い町でした。これは、松前町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口減少対策への取組の成果の現れではないかと考えています。

しかしながら、全国的に見ると人口減少に歯止めがきかず、東京一極集中の是正は道半ばにあります。今後も松前町の人口を維持していくため、県、市町、また松山圏域などの広域的な連携を強化しながら、松前町の強みを生かし、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標であります「子育て世代に住む場所として選ばれるまちづくり」、「産業振興・産業連携による活発で活力あるまちづくり」、「安全・安心で賑わいあふれる元気な

まちづくり」に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、平成31年第1回定例会の開会に当たり、上程しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

近年、日本各地において想定外の水害や地震災害による甚大な被害が発生しており、松前町でもいつ起こるか分からない自然災害への備えを着実に進めているところです。

昨年度の台風18号の経験を踏まえ、出水期等緊急に土のうが必要な場合に備えるため、松前消防署に建築しておりました土のう2,500袋を屋内に常備できる土のう置場が今月末には完成します。

また、防災行政無線の放送内容を携帯電話やスマートフォン、町のホームページ等に同時に送信できるようにするための操作卓の更新も今年度末には完成します。これにより情報伝達手段の多様化が図られ、迅速かつ的確に町民の皆さんへ情報を伝達できるようになります。

今後も引き続き防災・減災体制の整備、地域防災力の向上に努め、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、庁舎管理について申し上げます。

庁舎前の駐車場不足を緩和するため、旧保健センターを解体した跡地に庁舎利用者駐車場を23台分整備し、先月4日から供用を開始しました。今後も引き続き利用しやすい庁舎管理に努めてまいります。

次に、松前町ホームページのリニューアルについて申し上げます。

必要な情報がより探しやすく、分かりやすいホームページを目指して、先月31日からホームページをリニューアルいたしました。新しいホームページは、カテゴリーを整理し、利用者が欲しい情報をスムーズに検索できるようになりました。また、文字やバナーを見やすくしたり、スマートフォンやタブレットからも閲覧しやすくしたりするなど、高齢者や障がいのある人なども含め、全ての人が利用しやすくなるよう努めました。今後も更なる情報の充実や利便性の向上に努め、利用者にとって必要な情報が探しやすく、分かりやすいホームページづくりを進めてまいります。

また、先月9日から、まさき町公式YouTubeチャンネルを開設し、町からのお知らせを分かりやすく紹介しています。現在制作中の松前町プロモーションビデオなどの動画も配信する予定としており、今後も町の魅力を町内外に広く発信して本町の知名度向上と交流人口の増加に努めてまいります。

次に、愛媛大学との連携協力協定について申し上げます。

愛媛大学には、これまで地域づくりのための住民集会の事業でのコーディネーターやはだか麦プロジェクトではだか麦の成分分析などをお願いするなど、様々な形で多大な御

協力をいただいていたところです。今後、更に緊密な連携のもと、愛媛大学が有する様々な技術や知的財産、人的ネットワーク等による御支援により多様化・高度化する地域課題に迅速かつ適切に対応するため、先月31日に連携協力協定を締結いたしました。

今後は、この協定に基づき、同大学の防災情報研究センターの専門知識を生かした町の防災啓発講座におけるプログラムの考案や実施、医療・福祉分野の専門研究機関の強みを生かした医療と介護のデータ分析による疾病から要介護状態になるまでの因果関係の解明など、様々な面で今後の松前町の施策に役立つ連携をしていきたいと考えています。

次に、まつまえ町との交流事業について申し上げます。

12月26日から28日までの3日間、北海道まつまえ町の児童9人が、姉妹都市ふれあい交流事業の一環として本町を訪れました。出迎えた際、ハイタッチをして再会を喜ぶ子どもたちの姿を見て、お互いの友情が深まっていることを感じ、とても心が温かくなりました。滞在している3日間、岡田小学校体育館での紙飛行機づくり、松前町国体記念ホッケー公園でのホッケー体験、そのほか、俳句づくりに道後散策など松前町をはじめ、愛媛県の文化や食に触れ、またかけがえのない体験を通して両町の子どもの友情が更に深まったことと思います。この出会いを大切に、将来にわたって交流が続いていくことを期待しています。

次に、マイナンバーカードを利用した住民票などの証明書のコンビニ交付サービスについて申し上げます。

今月15日から全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得できるようになりました。年末年始と保守点検日を除き、土曜、日曜、祝日を含め、朝の6時半から夜11時までの間、役場に行かなくても最寄りのコンビニエンスストア等で各種証明書の取得ができる大変便利なサービスですので、是非御利用ください。ただし、利用するためにはマイナンバーカードが必要ですので、是非マイナンバーカードの交付申請を行っていただきますようお願い申し上げます。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

今月18日から3月1日まで男子ホッケー日本代表、サムライジャパンが、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場において2020年の東京オリンピックに向けた強化合宿を実施しています。23日と24日には、町内小・中学生と伊予高校ホッケー部を対象とするホッケー教室を実施したほか、公開練習も開催し、子どもから大人までたくさんの皆さんに日本最高峰のホッケーの技術を生で体験していただくことができました。来年度も是非本町で東京オリンピックに向けた事前強化合宿を実施していただくよう交渉してまいります。

また、来月16、17日の2日間、中学生ホッケー交流大会、まさきカップを開催します。この交流大会は、技術力向上のほか、中学生にホッケーを通し地域を越えて交流を深めて

もらうために実施するもので、今大会には、中四国、九州、関西の各地方から香川、広島、山口、大分、奈良の5県、6チームが参加する予定となっています。今後もまさきカップの情報発信を積極的に行い、より多くのチームに参加していただくことで大会を盛り上げ、全国的に知名度のある大会に育てていきたいと考えています。

今後も引き続きホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件3件、予算案件10件、その他、議決を求めるもの2件、合わせて16件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 教育長諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

本馬毅教育長。

○教育長（本馬 毅） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、現在の教育委員会には、教育行政を充実させるために教育長や教育委員の資質、能力の向上のための研修や具体的な改善が強く求められています。

研修については、11月に高松市教育センターでICT環境の整備と教育、この2月には広島県乳幼児教育支援センター及び認定こども園で幼児教育の在り方、大竹市玖波公民館で公民館活動と地域づくりを学び、先進地域での教育環境と地域との関わり方について知見を深めました。

具体的な改善としては、教育委員会の事務事業評価の点検、評価の軸足を事務事業評価から施策評価に移行し、松前町教育基本方針の重点目標の成果と課題を明確にするように努めました。また、本年度から教育委員会に教員OBの教育指導員を配置したことで、教職員や学校に専門的な指導、助言が可能になりました。

それでは、学校教育について、平成30年度の主な取組と来年度の主な予定について申し上げます。

平成30年度の町内の園児、児童・生徒数については、昨年度に比べ、幼稚園2園で7名の減、150名、小学校3校で24名増の1,708名、中学校3校で30名減の777名で全体的には昨年度よりやや減少しています。

まず、幼稚園においては、長期休業日の日数を年間11日間短縮することで教育日数を増やし、教育の充実を図るとともに、子育て支援に努めました。

次に、小・中学校においては、学力の定着と向上のために各学校に学力向上推進主任を置き、全教職員一丸となり、授業改善に努めています。今年度文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査の結果は、町内全小・中学校で昨年度より大きく向上し、各教科とも全国、県平均を上回っています。特に中学校の結果は大変良好でした。

本年度は、国、県、教育団体などから多くの研究指定を受け、教員の研修や教育の充実を図る年度でありました。岡田小学校では防災、河川環境教育、岡田中学校では道徳教育、松前小学校と北伊予中学校では新学習指導要領の趣旨に基づく授業などの研究推進に努め成果を上げ、参観者から高い評価を受けました。

また、文部科学省委託事業、学校現場における業務改善加速事業に全小・中学校と町教育委員会が連携して取り組みました。大学教授や弁護士などの専門家による指導、助言を受けながら、教職員の意識改革、長時間勤務の軽減や教育の質の向上などに努めました。この成果と課題については、町のホームページに掲載しますので、御覧ください。なお、本事業は来年度も継続する予定です。

特別支援教育については、松前町特別支援連携協議会を中心に保健・福祉・医療・教育分野の連携強化と特別支援教育の推進、充実に努めてまいりました。多様化する教育的ニーズに対応するため、松前町教育支援委員会や保育所、幼稚園、小・中学校での巡回相談を通して、該当する子どもや保護者に対して具体的な支援方法を助言いたしました。支援の必要な子どもに対しては23名の生活支援員を配置し、円滑な学校生活ができるように努めました。

I C T環境の整備については、昨年11月に小学校のパソコン教室のパソコンとタブレット端末38台を更新し、積極的な活用が図られているところです。

学校の施設設備については、国からの通知に基づき、小・中学校、幼稚園、給食センターの劣化状況調査を実施しました。また、北伊予小学校の南校舎防水改修や全ての教育施設で危険と判断されたブロック塀の改修は、3月末で施工完了予定です。また、松前中学校改築工事に伴う実施設計を行いました。

次に、来年度の主な取組について申し上げます。

小学校の新学習指導要領では、英語が教科化され授業時数が増加するため、外国語指導助手、A L Tを2名から3名に増員し、英語の授業の充実を図ります。

学校現場の業務改善では、教員の業務負担軽減のために採点業務や教材作成の補助、各種調査の集計などを行う、スクール・サポート・スタッフ2名を配置する予定です。

中学校においては、生徒が正しい職業観、勤労観を身につけるための職場体験学習が県内全中学校で5日間となるため、町内外の企業、事業所などの協力を得て実施いたします。

最後に、学校の施設設備については、児童・生徒の生命、健康を守り、快適な環境で学

習できるよう、この夏までに全小・中学校の普通教室、特別教室へのエアコン設置を目指します。また、松前中学校改築工事は、南校舎の解体工事を実施し、平成33年度完成を目指します。

次に、社会教育について、平成30年度の主な取組と来年度の主な予定について申し上げます。

生涯学習については、西公民館の耐震補強工事及び改修工事が昨年10月に完了し、地域住民の方々が安全・安心に活動できるコミュニティ施設として利用できるようになりました。

また、文化財については、北伊予出作地区で昭和52年12月に発掘調査した出作遺跡は、国内でも古墳時代の祭祀遺跡として現在も研究されており、貴重な出土品は庁舎ロビーで常設展示をしています。

次に、松前総合文化センターについては、舞台で行われるコンサートやバレエなど出演者の安定した照明の提供ができるように、ピンスポットライトの更新工事をしました。

人権教育については、各種研修会の参加や明るい人権の町づくり大会、各分館での巡回学習講座を実施し、町民の人権意識の高揚に努めました。

社会体育については、生きがいづくりや健康づくりを進めるため、各世代が参加できるふれあい健康マラソン大会、スポーツ少年団交歓会やスポーツ協会との連携による各種スポーツ大会を開催しました。

ホッケーのまちづくりについては、基盤づくりとして、町内小学校、放課後子ども教室、放課後児童クラブでホッケー体験を実施しました。ホッケーの楽しさを体験した子どもが増えたのを機に、ホッケースポーツ少年団を設立し、競技人口拡充や競技力向上に取り組みました。

次に、来年度の主な取組について申し上げます。

北公民館の耐震補強工事及び改修工事を来年3月完成をめどに実施します。

また、生涯学習、人権教育、社会教育、社会体育の各事業につきましては、本年度参加者からいただいたアンケート調査をもとに、参加者のニーズや改善点を明確にするとともに、募集方法の工夫を行い、子どもから高齢者の方々まで全ての町民の皆様に満足していただけるよう、事業の充実を図ってまいります。

最後に、松前総合文化センターの管理、運営につきましては、管理者と連絡を密にし、今後とも多くの方が気持ちよく利用できるよう指導監督を行っていきたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（八束 正） 教育長の諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5番稲田輝宏議員、6番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第4 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月19日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月14日までの17日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事変更協定の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事変更協定の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号専決処分について報告いたします。

郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事について、契約金額を減額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第1号として3ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、黒田まちづくり課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、報告第1号の専決処分について御説明いたします。

郡中線、古泉駅・松前駅間鉄道施設廃止・新設工事変更協定の締結について、議案書では1ページですが、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、今回の変更は、当初契約額1億3,232万円から391万6,000円を減額し、変更後1億2,840万4,000円としたものでございます。

変更の概要としましては、入札により事業費の執行額が減となったものでございます。以上です。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

報告第1号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第6、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第2号について提案理由を申し上げます。

長時間労働の是正のための人事院規則の改正に鑑み、時間外勤務の上限を設けることとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、徳居総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 議案第2号について補足説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を設けることとするため、第8条第3項の規定を新たに加えるものです。なお、具体的な時間の上限は規則で定めることとしております。

参考資料3ページをお開きください。

条例改正の概要を説明いたします。

改正の理由として、国家公務員においては平成30年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において超過勤務命令を行うことができる時間の上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月1日からの適用に向け、人事院規則の改正が行われ

ました。松前町においても国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令の上限時間の設定等を定めるものです。

規則で定める内容は、1、下の2以外の職員の上限時間、2、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間、3、上限時間の特例、4、上限時間を超えた場合の事後的な検証の実施の4項目を定める予定です。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第7 議案第3号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（八束 正） 日程第7、議案第3号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

認知症である者、知的障がい者、精神障がい者等であって収入の申告等をするのが困難な事情にあるものに対する町営住宅の家賃の額の決定方法に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 議案第3号について補足説明をいたします。

議案書の7ページを御覧ください。

今回の改正は、大きく分けて3点について改正するものです。

1点目は、収入申告や家賃の決定方法に関する改正です。町営住宅に入居している方に

は、家賃を決定するために毎年収入申告をしていただいておりますが、公営住宅法において認知症である方、知的障がい者、精神障がい者等の方で収入申告が困難な場合においては、収入申告の義務を免除し、職員が関係書類の閲覧を行い、家賃を決定できるようになっていることから、松前町においても認知症である方などで収入申告が困難な場合は収入申告の義務を免除できるよう、7ページにある第13条の家賃の決定、8ページにある第14条の収入の申告等を改正するものです。

2点目は、改良住宅の収入基準額を改正するものです。改良住宅は、一定の方の入居を目的として建設されたものですが、空家となった場合、一定の収入基準額を定めて入居の募集をしております。募集に当たっては、住宅地区改良法により町営住宅とみなした改良住宅の収入基準額とする必要があることから、9ページにある第43条第3項にある障がい者の方の収入基準額の上限21万4,000円を15万8,000円に、一般の方の収入基準額の上限15万8,000円を11万4,000円に読替えるものです。

参考資料の5ページをお開きください。

②の表の下、2つにありますように、改良住宅の入居の承継ができる収入基準額については、一般の方も障がい者等の方も31万3,000円以下に引き上げ、緩和するものです。

3点目は、公営住宅法施行令の改正の際に、第11条が第12条へと条ずれが生じたことから、議案書の8ページの第38条と9ページの第39条を改正するものです。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（八束 正）** 提案理由の説明終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

**○7番（村井慶太郎議員）** これ委員会に付託されるんで、委員会でまた聞きたいんです。大ざっぱに聞かせてほしいんですけど。これ継承の際は縛りが緩むかなというところがあるんですけど、収入基準額、かなり下がるとんやけど、一般の方は仕方ないかなと思うんですけども、障がい者の方にも収入基準額下げて、改良住宅に入りにくとか、縛りがきつくてなかなか入れんような条例になるんかなというように把握しとんですけど、障がい者までこういう縛りを設けんでもええんじゃないかなというところ1つあるんです。そこらは部長どういうお考えですか。

**○議長（八束 正）** 松岡産業建設部長。

**○産業建設部長（松岡謙三）** 今回の改正については、住宅地区改良法の施行令により改正するものとなっております。その中身は読替えをなささいというふうな規定になっておりますので、条例を改正する結果として収入基準額が下がることとなりますけれども、適切な改正と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 聞き取れんところもあったんですけど、とりあえず改良住宅が一般の町営住宅と違うんやということで今回改正する。改良住宅と云って25年ぐらいになるんですけど。それから、何で今頃されるんですか、今の時期に。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 以前は、改良住宅に関する管理条例がございましたが、平成25年4月に一般の町営住宅とあわせた条例に改正しております。それ以前までは、改良住宅の収入基準額を読替え基準額としておりましたが、平成25年4月に改正された一本化した条例では読替えされておりましたので、今回正しく改正しようということになります。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 分かりにくいんですけど、とりあえず委員会でまた聞いてみますので、よろしくお願いします。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今に関連してですが、先ほど部長の方から適正というふうな言葉が出たんですが、適正というのはAとBを比べて適正というふうなことだろうと思うんですけども、比べる、比較する物体というのは何と比べて適正という言葉なんでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 先ほど申し上げましたように、改良住宅が空家になった場合は、住宅地区改良法の施行令で読替えなさいというふうなことが決まっておりますので、それを根拠として今回改正するものです。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第4号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、

委員会付託（総務産業建設）

○議長（八束 正） 日程第8、議案第4号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令によりまして、水道法施行令の一部が改正され、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令等により水道法施行規則の一部が改正されることに伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関し所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） それでは、議案第4号について補足説明をいたします。

議案書の11ページを御覧ください。

今回の条例改正は、学校教育法の一部改正の法律の施行及び技術士法施行規則の一部改正の省令の施行に伴い所要の改正を行うものです。学校教育法が改正されることにより、新たに専門職大学が創設されますが、この専門職大学は前期課程と後期課程に区分され、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準にあるとされております。

しかしながら、当該条例では、布設工事監督者及び水道技術監督者の資格要件として短期大学の卒業者と規定された項目がありますが、専門職大学の前期課程を修了し、大学を離れた者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を持ちながら卒業したものと判断されてないことから、当該資格要件を満たさないこととなります。

このため、専門職大学の前期課程の修了者が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を満たすこととなるよう所要の改正を行うものです。

次に、技術士法施行規則、水道法施行規則の改正に関しましては、技術士試験において試験の選択科目が現在の20部門、96科目から69科目に見直されることにより、選択科目であった水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されるため、所要の改正を行うものです。

これらにより、11ページの第3条第3号及び13ページの第4条第2号、第3号、第4号に専門職大学の前期課程修了者の資格を追加するものです。

12ページの第3条第7号は、技術士法施行規則の一部改正に伴い、水道環境が上水道及

び工業用水道に統合されることにより、水道環境を削除するものです。

その他、改正に合わせて、用語など所要の改正を行っております。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） お聞きしたいんですけど。条例改正後になかなか厳しいあれなんやけど、こういうふうな職員が本町におられるんかどうか聞きたいんですけど。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） 学校教育法の改正につきましては、専門職大学の創設にはなりますけど、これが平成31年4月1日以降からの改革になりますので、現在におきましては専門職大学を卒業された職員はいません。

以上です。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第9 議案第5号 松前町児童館の指定管理者の指定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（八束 正） 日程第9、議案第5号松前町児童館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により松前町児童館の指定管理候補者を選定したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めらるるものです。

内容につきましては、楠田福祉課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 楠田福祉課長。

○福祉課長（楠田匡志） それでは、議案第5号松前町児童館の指定管理者の指定について補足して御説明いたします。

参考資料の9ページを御覧ください。

まず、施設の概要なんですけど、施設の名称は松前町児童館、現在北公民館内にあります。所在地は、松前町大字昌農内456番地1、利用開始日なんですけれども、これは昭和55年4月1日より利用を開始しております。設置目的としましては、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、情緒を豊かにするため設置をいたしております。総面積と指定管理部分の面積なんですけど、建物全体でいきますと総面積1,299.50平米、児童館部分の面積なんですけども、御案内のとおり、北公民館の耐震工事に伴う施設改修後は458.77平米を予定しております。ちなみに、改修後の専有部分につきましては、参考資料11ページの方に資料でお示ししております。

続いて、過去の指定管理の状況なんですけれども、平成18年4月1日より指定管理制度を導入しております。平成18年4月1日より平成21年3月31日の3年間、平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間、平成26年4月1日から今年の年度末、平成31年3月31日の5年間は、社会福祉法人松前町社会福祉協議会が指定管理を行っております。

このたび、今年度末で指定管理期間が終了いたします。改めて指定管理者を指定するため、松前町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づきまして、松前町児童館の指定管理候補者に松前町社会福祉協議会を選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第6号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第10、議案第6号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

松前町総合福祉センターの施設管理の在り方を検討する必要があることから現在の指定管理者の指定期間を1年延長するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、大川健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、議案第6号について補足して説明いたします。

議案書は17ページになりますが、参考資料の13ページ、14ページで御説明いたします。

参考資料13ページをお開きください。

まず、施設の概要ですが、施設名称は松前町総合福祉センターで、所在地は御覧のとおりです。施設の利用開始日は平成12年2月1日からで、設置目的は在宅福祉、その他福祉サービスの実施や住民の社会福祉の増進を図る地域福祉活動の拠点として設置しているものです。指定管理部分は、総面積4,040.92平米のうち、健康課執務室等を除く3,344.7平米となっています。

福祉センターの指定管理については、平成18年4月より松前町社会福祉協議会へ委託しており、3度の更新を経て、平成31年3月末で契約が終了いたします。指定管理の契約更新の作業過程において社会福祉協議会が事業展開しているデイサービスセンター等の事業所部分の取扱いについて見直しを行うほか、設備改修の負担方法など今後の施設管理の在り方について関係各課、松前町社会福祉協議会と検討するための時間的猶予が必要となったため、松前町社会福祉協議会への指定期間を1年延長し、指定期間の終了日を平成31年3月31日から平成32年3月31日に改めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第 7号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第6号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第12 議案第 8号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第13 議案第 9号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第14 議案第10号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（八束 正） 日程第11、議案第7号平成30年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第12、議案第8号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第13、議案第9号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第14、議案第10号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第7号から議案第10号までについて、一括して提案理由を申し上げます。いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書1ページをお開きください。

平成30年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億3,459万円を追加し、総額を109億975万3,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の15ページをお開きください。

健やかでやさしい松前町を目指して、地域福祉の充実のため、消費税率の10%への引き上げによる低所得者及び3歳未満の子どもが属する世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えできるようプレミアム付商品券の販売に向けて準備を行います。

障がい者支援の充実のため、更生医療給付に係る経費を追加計上し、障がい者の更生や障がい児の健全な育成を図ります。



社会保障の充実のため、介護保険特別会計への繰出金を追加計上し、円滑な運営に努めます。

子育て支援の充実のため、保護者が働いている家庭や病気等の理由により家庭において保育できない児童を認定こども園等で保育するための経費と町内外の私立幼稚園と認定こども園において施設型給付を実施するための経費を追加計上し、子育てしやすい環境を整備します。

健康づくりの推進のため、予防接種に係る経費を追加計上し、公衆衛生の向上及び増進に努めます。

人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため、老朽化により落下等の危険性がある岡田中学校の扉等を改修し、安全で安心な教育環境を整備します。

なお、3月補正予算の財源といたしましては、国県支出金や地方債等の特定財源が646万2,000円の増、一般財源が1億2,812万8,000円の増となっております。

次に、補正予算の議案書31ページをお開きください。

議案第8号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7,268万2,000円を追加し、総額を33億2,716万1,000円とするものです。

補正予算の議案書43ページをお開きください。

議案第9号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ1億3,135万3,000円を追加し、総額を28億4,591万3,000円とするものです。

補正予算の議案書59ページをお開きください。

議案第10号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ5,031万3,000円を減額し、総額を7億2,328万5,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第7号について質疑を行います。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 一般会計補正予算に関して質問いたします。

参考資料の20ページを御覧ください。

一般会計性質別歳出予算額の区分の中、その他の経費の中で積立金の項目を見ますと、今回の補正額が緊縮財政とおっしゃる中、1億7,733万9,000円と、増減率にして1万6,730.1%増という形になっております。こういったものが当初の方でずっとなくて、3月補正でいきなり多額の積立てを計上しているというのは何かあったのでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） お答えします。この分は財政調整基金の29年度の積立金が最終の3月にいつも積立てを行いますので、その金額が増えております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 毎年なされているものということと理解していいんですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい、毎年3月に補正を上げております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 昨年度、どの程度積み立ててましたでしょうか、これまでは。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 財政調整基金の積立てにつきましては、前年度の繰越金の半額を積み立てる必要性が法令で定められておりますので、それを例年3月に積立てを行うためにこの金額、増額になっております。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） お諮りします。

議案第7号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第8号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第9号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第10号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第11号 平成31年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第16 議案第12号 平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第17 議案第13号 平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第18 議案第14号 平成31年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第19 議案第15号 平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第16号 平成31年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(八束 正) 日程第15、議案第11号平成31年度松前町一般会計予算、日程第16、議案第12号平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第13号平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議案第14号平成31年度松前町介護保険特別会計予算、日程第19、議案第15号平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算及び日程第20、議案第16号平成31年度松前町水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第11号から議案第16号までについて一括して提案理由を申し上げます。

議案第11号から議案第15号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第

16号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

当初予算書の1ページをお開きください。

議案第11号平成31年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ106億5,403万5,000円と定めるものです。

参考資料の29ページをお開きください。

日本経済は、国の積極的な経済対策により景気は緩やかに回復しており、先行きについても雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。

このような状況のもと、町といたしましては、住民の要請に応え、基礎自治体としての役割を適切に果たしていくため、既存事業の廃止を含めた徹底した行財政改革に取り組みとともに、財政体質の健全性の確保に留意しつつ地方分権を推進し、地方公共団体の創造性と自立性を高め、活力ある地方をつくるための施策の展開が可能となるように財源の充実に努めてまいります。

平成31年度の歳入の見通しにつきましては、町の主要をなす税収において固定資産税の償却資産の減額が見込まれるほか、地方消費税交付金なども減額となる見込みです。

また、歳出の見通しにつきましては、扶助費などの義務的経費の増大のほか、松前中学校の改築工事や岡田小学校放課後児童クラブの新築工事など、各公共施設の整備などに係る投資的経費が財政を圧迫し、予算総額が増加する厳しい状況となっています。

こうした歳入の伸び悩みと歳出の増大に対応するため、平成31年度当初予算では、歳入については財政調整基金から4億円の繰入れを行うほか、大規模地震災害対策基金や地域福祉基金、土地開発基金からも繰入れを行うとともに、可能な限り地方債を充当することにより財源を確保し、予算編成を行いました。なお、補正予算以降の財源については、確保が厳しい状況が予想されます。

一方、歳出については、前年度に増して創意工夫による既存の経常的経費等の節減に努めるとともに、選択と集中により限られた財源を真に必要な事業に重点配分したところであります。

今年は、私が松前町の町政を担わせていただいて4年目となります。厳しい状況ではありますが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、第4次総合計画の将来像であります「水きらめき 笑顔あふれる ライフタウン・まさき」の実現を目指すとともに、今後の松前町の飛躍につながる総仕上げの年にするため、私が町長に就任する際にお約束をいたしました5つのまちづくりの実現に向けた予算配分を行いました。

以下、主要事業につきまして、総合計画の基本施策と関連させながら説明いたします。

第1点は、「安全・安心・快適な松前町をつくる」です。

まず、消防、防災の充実のため、り災証明の発行や被災者台帳の作成について迅速かつ適正に行うことを目的として、愛媛県と県内市町による被災者生活再建支援システムの共同導入を行います。

また、小型動力ポンプや積載車の更新を行い、消防団設備の充実強化を図ります。更に、松前中学校改築工事に併せて敷地内に防火水槽を設置するほか、第9分団消防詰所の整備に向けた設計業務にも着手し、地域防災力の向上に努めます。

次に、防犯・交通安全の充実のため、まちづくり女性会議の意見を受けて実施した危険箇所調査の結果に基づき街灯の整備を行うほか、老朽化した旧商店街の街灯の撤去、移設を行います。

また、運転免許証を自主的に返納する高齢者のうち、希望者に対して公共交通の乗車券等を交付して高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

次に、廃棄物処理の充実のため、一般廃棄物の収集運搬処理を適正に実施するとともに、指定ごみ袋の利用やごみの分別を一層徹底し、ごみの減量化や資源の再利用を図ります。

また、共立衛生組合塩美園に対して運営に必要な費用を負担します。

次に、公共下水道の整備を推進するため、公共下水道事業特別会計に対し、繰出金を支出します。

また、下水道事業計画区域外の浄化槽の設置に対して補助を行い、環境保全、公衆衛生の向上を図ります。

次に、公園、緑地、水辺の保全のため、福德泉公園の街路灯の改修を行うほか、ひよこたん池公園のしがらの改修を行います。

第2点目は、「健やかでやさしい松前町をつくる」です。

まず、地域福祉の充実のため、社会福祉協議会に対して運営補助を行い、連携して支え合い助け合う地域づくりを進めるとともに、福祉センターの施設管理の在り方を検討する必要があることから、現在の指定管理者の指定期間を1年間延長し、福祉事業の連携や事務の効率化を図ります。

また、消費税率引き上げによる低所得者及び3歳未満の子どもが属する世帯の消費に与える影響を緩和するため、プレミアム付商品券の販売を行います。

次に、高齢者支援の充実のため、身体、精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった高齢者に対し、適切な施設への入所措置を実施するとともに、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の運営に必要な費用を負担します。

次に、障がい者支援の充実のため、障がい者や障がい児が社会の一員として安定した生活が送れるよう、自立支援給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活安定と福

社の増進のため、医療費の一部を助成します。

次に、子育て支援の充実のため、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行うとともに、町内の保育所、認定こども園の施設整備に対する助成を行うほか、岡田小学校の放課後児童クラブを新たに整備します。

また、義務教育期間中の医療費の完全無料化を継続して実施するとともに、病児保育、一時預かりなど多様な保育ニーズに対応するため、各サービスを実施し、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを推進します。

次に、健康づくりの推進のため、集団健診や妊婦・乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見を図るほか、各種予防接種を実施することにより疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上や医療費の抑制に努めます。

次に、社会保障の充実のため、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、特別会計の財政基盤の安定を図ります。

第3点目は、「人と文化が輝く松前町をつくる」です。

まず、学校教育の充実のため、老朽化、耐震化の対応が必要な松前中学校の改築に向けた解体工事等を行います。

また、教員の事務業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフを各小・中学校に1名配置して、学校教育事務の円滑化を図るとともに、外国語指導助手を増員し、外国語への関心を高め、学習の質を向上させます。

次に、生涯学習を推進するため、拠点施設の一つである北公民館を住民の方が安全・安心に利用できるよう耐震補強工事と改修工事を行うほか、まちづくり女性会議での意見を受けて、文化センターのふるさとライブラリーに子どもが声を出して本を読むことができるよう遮音性のあるスペースを設置し、子育て世代の利便性を向上させます。

次に、スポーツの振興では、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、引き続き大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、中四国及び九州の中学生による交流大会を実施して競技力の向上を図るほか、初心者から経験者まで参加いただけるホッケー教室を開催し、競技人口の拡大を図ります。

第4点目は、「豊かでにぎわいのある松前町をつくる」です。

まず、農水産業の振興のため、農業用水施設などの管理や水路の補修などに対して支援を行い、施設の長寿命化を図ります。

次に、商工業の振興のため、工業等設置奨励金を交付するとともに、地場産業の推進を図るため、町内の事業者や関係団体と連携して松前町産業まつり、たわわ祭を開催し、町内外に対して地場製品のPRを行います。

また、はだか麦プロジェクトにつきましては、引き続き商品開発などの支援を行い、はだか麦の高付加価値化を図り、新たな産業や雇用の創出を目指します。

次に、観光、交流機能の創出のため、町の伝統行事であるはんぎり競漕について町内外に広くPRを行います。

また、引き続きレンタサイクル事業を実施し、エミフルMASAKIを訪れた方に町内の各所にも訪れてもらうことで、地域経済への貢献や観光振興を図ります。

そのほか、昨年9月に古泉駅南側の農地に整備した恋泉畑については、歩道を延長し、更なる松前町のイメージアップを図り、交流人口の増加によるにぎわいを創出します。

第5点目は、「飛躍を支える松前町の基盤をつくる」です。

まず、土地の有効利用を図るため、都市計画に関する調査審議を行う都市計画審議会を開催するほか、土地利用や建物、市街地整備等の現況、見直しを把握するための基礎調査を行い、今後の都市計画に関する計画等に活用します。また、計画的に国土調査事業を実施することで地籍を明確にし、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化を図ります。

次に、市街地の整備では、老朽放置建物について、災害時の倒壊による被害を防止するため、指定区域の老朽建物除却事業を進めます。

次に、住宅施策の推進では、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や設計、耐震改修等の費用の一部を助成します。

また、町営住宅では、老朽化した外壁の補修やブロック塀の改修を行い、居住環境の改善を図ります。

次に、道路・交通網の充実のため、コミュニティバスの運行に対して支援を行うとともに、鉄道施設の老朽化対策に係る費用の一部を助成し、公共交通の安全運行の確保と利便性の向上を図ります。

また、今後発生が予想される災害時の避難路、緊急輸送路としての西古泉筒井線の整備を進めるほか、JR車両基地、貨物駅の整備に併せた周辺道路の整備を含め、安全で快適なまちづくりを推進します。

第6点目は、「みんなで力を出し合う松前町をつくる」です。

まず、コミュニティの育成のため、各地域の集会所、公園などの整備に対して助成を行います。

また、町内で今後空家が増加することが見込まれることから、地域コミュニティの活性化を図るため、空家の活用に対して助成を行います。

次に、協働のまちづくりの推進のため、町政懇談会を引き続き実施し、町民の皆さんの町政への理解をより一層深めていただくとともに、幅広い意見を町政の施策に反映させ、皆さんとともに作るまちづくりを進めていきます。

以上が、平成31年度一般会計予算案の主要事業です。

前年度と比較いたしますと、参考資料の36ページの表にありますように、6億4,005万3,000円、6.4%の増となっております。

次に、充当した財源ですが、一般財源としましては、その根幹をなす町税が42億7,482万9,000円、地方交付税が13億6,000万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから17億5,751万5,000円を計上しております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源につきましては、32億6,169万1,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。ゼロ予算事業では、既存の人材や施設の利用、また、情報発信、ネットワーク機能を活用して様々な分野において積極的に取り組んでまいります。

当初予算書の93ページをお開きください。

議案第12号平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ34億5,851万7,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、2億342万9,000円、6.2%の増となっております。

当初予算書の121ページをお開きください。

議案第13号平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億4,998万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、335万円、0.7%の減となっております。

当初予算書の141ページをお開きください。

議案第14号平成31年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定27億8,049万4,000円、介護サービス事業勘定906万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が1億8,288万5,000円、7%の増、介護サービス事業勘定が27万8,000円、3.2%の増となっております。

当初予算書の183ページをお開きください。

議案第15号平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億5,563万1,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、8,469万6,000円、11%の増となっております。

当初予算書の205ページをお開きください。

議案第16号平成31年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億5,311万2,000円、収益的支出4億7,302万8,000円、資本的収入2億3,944万9,000円、資本的支出3億9,184万8,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入666万7,000円、1.5%の増、収益的支出1,423万8,000円、3.1%の増、資本的収入1,704万5,000円、7.7%の増、資本的支出2,960万円、8.2%の増となっております。

以上が、各会計の平成31年度当初予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

議案第11号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第12号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第13号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第14号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第15号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

○議長(八束 正) 議案第16号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第21 議選第1号 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について(上程、指名推選)**

○議長(八束 正) 日程第21、議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長に朗読させます。

塩梅事務局長。

○議会事務局長(塩梅 淳) 失礼をいたします。それでは、読み上げをいたします。

議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について。

伊予市外二町共有物組合同規約第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の組合議員を次のとおり選出する。

平成31年2月26日。松前町議会議長八束正。

1、選挙すべき人数、2人。

2、該当地区、大字南黒田、大字鶴吉、字安井、字本村及び字三軒家を除く。

提案理由、伊予市外二町共有物組合組合長小笠原通夫氏より伊予市外二町共有物組合議

員の任期が満了となるので、新しい組合議員の選出についての依頼があったので、提案するものである。

以上でございます。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

選挙の方法は指名推選としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本件につきましては、議員全員協議会におきまして協議しましたとおり、南黒田地区より佐々木正平さん、鶴吉地区より岩崎克彦さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐々木正平さんと岩崎克彦さんを当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、佐々木正平さん、岩崎克彦さんが伊予市外二町共有物組合議会議員に当選されました。

当選人には別途文書をもって告知することといたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 城 村 トキ子

3月5日（第2号）

平成31年松前町議会第1回定例会会議録

平成31年3月5日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 住 田 英 次  | 2 番 田 中 周 作    | 3 番 金 澤 浩    |
| 4 番 影 岡 俊 範  | 5 番 稲 田 輝 宏    | 6 番 城 村 トキ子  |
| 7 番 村 井 慶太郎  | 8 番 藤 岡 緑      | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 八 束 正   | 11 番 岡 井 馨一郎   | 12 番 早 瀬 武 臣 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊 賀 上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 徳 居 芳 之 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 和 田 欣 也 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 財政課技監         | 近 藤 俊 彦 |
| 税 務 課 長       | 早 瀬 晴 美 |
| 福 祉 課 長       | 楠 田 匡 志 |

|         |      |
|---------|------|
| 町民課長    | 重松修平 |
| 保険課長    | 小池良治 |
| 健康課長    | 大川康久 |
| まちづくり課長 | 黒田泰弘 |
| 産業課長    | 横山眞史 |
| 上下水道課長  | 仙波晴樹 |
| 会計課長    | 山田 運 |
| 学校教育課長  | 米澤浩樹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 塩梅 淳  |
| 議会事務局書記 | 徳本 敏子 |

平成31年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

|      |              |         |    |
|------|--------------|---------|----|
|      | 平成31年3月5日(火) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)   |         |    |



午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

7番村井慶太郎議員、8番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。通告書の中身で3件ほどお聞きしたいと思っております。御回答の方よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目、町長1期目の仕上げのまちづくりとはということで、公約の5つのまちづくりの実現は平成31年度当初予算でどのように完結させていくのかお聞かせください。

岡本新町長によるかじ取りは2015年の12月議会からだったと思うんですが、そのときの一般質問で私から公約実現に向けて今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねしました。当時の町長の答弁は、白石町政のクリーンな精神をしっかりと受け継ぎ、町を更に発展させ、誰もが住んでいることに誇りを持てるライフタウンにすること、この実現に向けて5つのまちづくりを目指していく、私の信念は逃げない、ぶれないこと、今後とも全身全霊でまちづくりに取り組んでいくと、その意気込みを明確に打ち出されていまして。今もその気持ちにお変わりないですか。

そして、2年目からは、ホップ・ステップ・ジャンプの年にしていきたいと、5つ公約、すなわち5つのまちづくりを推進していくのだと、誇れるライフタウンを目指してこれまで走ってこられたと思います。安心・安全なまちづくり、安心して子どもを生み、育てられるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくり。

いよいよ1期目の最終年となる新年度は、ジャンプの年となるわけです。平成31年度の予算組みにおいてその成果を結実させる施策や事業を考えておられると思いますが、限ら

れた財源の中で特に町長が目玉と考える点や力を入れたい部分についてお考えを伺いたいと思います。更に、それが松前町民にとって魅力のある松前のまちづくりにつながり、4年前からするとまさにジャンプする町政になっているのか、考えをお聞きしたいと思ます。

1 問目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 町長1期目の仕上げのまちづくりについてということで御質問をいただきました。

私が町民の皆様の御支持によりまして町長として松前町の町政を担わせていただきましてから、昨年12月に4年目を迎えました。就任時、町民の皆様にお約束をした松前町を更に発展させ、誰もが松前町に住んでいることを誇りに思えるような成熟した誇れるライフタウンの実現に向け、安全・安心なまちづくり、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくり、この5つのまちづくりを5本の柱として、議員各位をはじめ広く町民の皆様の声をお伺いしながら、これまでの3年間、全力で町政に取り組んでまいりました。

そして、このまちづくりの総仕上げの年となる平成31年度、特に力を入れて取り組む事業について、5つのまちづくりと関連させながらお答えをいたします。

まず、安全・安心なまちづくりにつきましては、地震や津波、豪雨など大規模な災害が頻発する中、防災に対する事業は喫緊の課題だと考えています。平成31年度は、松前中学校の改築に併せた敷地内への防火水槽を設置するほか、第9分団消防詰所の整備に向けた設計を行います。災害に対する備えには、終わりがありません。今後も引き続き関係各課連携のもと、検討を重ねながら防災対策の着実な実施を図ってまいります。

次に、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりにつきましては、これからの人口減少という大きな課題に対応していくために非常に重要だと考えています。平成31年度は、第2期松前町子ども・子育て支援事業計画の策定を行うとともに、岡田小学校放課後児童クラブを建設します。また、町内の認定こども園の施設整備を実施する事業者に対しまして助成を行うなど、引き続き安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを進めてまいります。

次に、にぎわいと活力のあるまちづくりについては、松前町の魅力をより多くの皆さんに届けたるため、引き続き松前町の特産品でありますはだか麦を活用した新たな商品開発などの取組を支援し、地場産品の質の向上とブランド化を図ると同時に、はだか麦の更なる高付加価値を生み出すことにより、新たな産業の創出を推進し、地場産品のPRや雇用

の創出を図ります。

次に、みんなで支え合うまちづくりについては、生涯学習を推進するため、拠点施設の一つである北公民館を耐震補強工事と併せた施設改修を行います。また、住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築のため、校区ごとに立ち上がった協議体の活動を支援してまいります。更には、町民の皆様との対話を通して町民の皆様に納得をいただける町政を進めるため、引き続き町政懇談会を行います。それぞれの地域が抱える課題、要望等について、きたんのない御意見をいただき、町政の各種施策に反映できるよう取り組んでまいります。

最後に、快適で文化的でおしゃれなまちづくりについては、安心して子どもを生み、育てることがまちづくりにもつながります。若い子育て世代の方々が住んでみたいと思えるまちづくりを行うことが、人口減少問題への対応として重要だと考えています。このため、平成31年度は、まちづくり女性会議の意見を受け実施した危険箇所の調査結果に基づき街灯の整備を行うほか、図書館で子どもたちが声を出して本を読んだり、読み聞かせを行ったりすることができるスペースを新たに設けます。また、住んでみたいと思えるまちづくりのために、おしゃれなまさき推進事業を引き続き実施し、町内随所におしゃれなポイントを創出し、若い世代に住んでみたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいります。

以上が、平成31年度の重点事業です。

これまでの3年間の取組を振り返りますと、子育て支援を充実させ、若い子育て世代が住んでみたい、住んでよかったと思えるような町を目指して、小・中学生の医療費の無償化をはじめ、北伊予小学校放課後児童クラブの建設や松前ひまわり保育所の建設を実施したほか、にぎわいと活力を創出するため、「まさき色の風」をはじめとしたイメージアップ戦略やホッケーのまちづくり、そして町の地域資源であるはんぎりを使ったはんぎり甲子園を開催するなど、町内外に広く松前町の魅力を発信してきました。また、若手農業者検討会議や中小企業振興検討会議を通して産業振興にも力を注ぎました。

これらの取組により、先月発表された総務省の住民基本台帳に基づく人口報告が転入超過となっていることや、出生数についても平成28年度、191人から平成29年度、210人と増加していることから、誇れるライフタウンを目指した5つのまちづくりは、人口減少社会の中であって一定の成果を上げることができているのではないかと、ジャンプできつつあるのではないかと考えています。

残りの任期につきましても、松前町の更なる飛躍につながる仕上げの年となるよう、引き続き町民の皆様々に納得をいただける町政を進め、全身全霊でまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、町長の方からそれぞれについて詳しく平成31年度のいろいろな施策についてお話をいただきました。それぞれは私たちもある程度は分かってるんで、その先なんですよ。それで、例えば1番目の安心・安全なまちづくりのところで防災に向けて、いろいろと次から次へと災害が起こります。ですから、今回は西日本豪雨災害については、松前町はたまたま免れて大きな被害はなかったのですけれども、今後はそれは分かりません。そういったことが続く限り、当然旨につけての予算というか、それはもう膨らむ一方というか、それをどういうふうにコントロールしていくかということも大変な問題ではないかなと思います。言うたら2次的なことだと思うんですが、予期せぬ災害がほかのところでいろいろありますと、例えば計画的に積み上げていこうとしていた防災予算が結果的に国の補助があっても追いつかないとか、あるいは優先的にほかのところに行きますよね、そういう費用が。そうすると、2次的に物資や人の調達にも遅れを生じ、繰越しになっていった事業も今回多かったように思えます。このあたりのことが住民に十分理解してもらえてないように感じるんですが、町として説明不足になっていないかどうか、今後そういった点をどう是正すべきかということについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 今、申し上げましたように、防災対策というのは終わりが無いと思ってますので、常に前に向かって備えていくということが大切だと思っております。

予算につきましては、おっしゃるように防災予算そのものが他の災害地域の方に回って行って松前町の方につかなくなったという面は、投資的経費、道路とか、そういったものについては、確かにその災害対応のために同じばいの中でそっちへ回るのが多いからこちらに国費として来るのが少なくなって多少事業が遅れているという面はありますけれども、通常の災害の備えとしての予算については、余り国費がつくという予算もありませんで、自主財源の中でやっている面が多うございますから、計画的に進んでいるというふうに考えております。ただ、おっしゃるように、道路の進捗が多少遅くなっているとか、そういう面はありますけれども、そういう現状であるふうには認識はしております。

いずれにしても、町政の内容については、町政懇談会もやっておりますので、そういう機会を通じて、いつも言うておりますように町民の皆様に納得いただけるような丁寧な説明は進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、町長が言われたように、ずっと回っておられる町政懇談会でより住民の方々への理解を求めていかれるということではとてもいいことだと思うの

で、続けていかれることは大事だと思っております。

ただ、その中で、私たちもこの前、議会報告会とか意見交換会とかというのをやりましたときに、町政懇談会のときの話なんかも出てきます。当然、私たちもホームページから平成29年、平成30年の町政懇談会の中身を見させていただきまして、そのときのお話の中に、町政懇談会の中で出てきていることの中身で十分に先が見えてなかったり、あるいは繰り返しが多いところについて何か問題があるのではないかなということ、引き続き町政懇談会の在り方とか、それからその後のフォローとか、そういったあたりをもう少し深掘りをしていただけたら、より住民が分かりやすく、そしてまた説明もよく聞けるのではないかなというふうに私は率直に感じましたので、そこは御提言させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、若い世代のおしゃれなまちづくりとか、あるいは子育て中の世代についてとてもいろいろな施策をされたことによって、今は人口調査ではっきりと数字も出てきていると、それからまた出生率も上がっているということで結果をお出しになっていると思うんですが、それを更にアピールして、ここが松前の魅力だということの発信がまだまだ私にはそのところも十分に出していただきたいなと思うんで、もう一度そういったところを更に進めていくために何かもう一つ。今でしたら松前の町のイメージづくりということで歌とかでレーモンド松屋さんの曲とかがだんだん浸透してきていると思うんですが、そのあたりのもう一歩というか、そういったところがこの5つの中で言えばおしゃれな方になるのか、何のか分からないんですけれども、町長の戦略がもし今後これから更に進めたいことが何かあれば、もう一つお聞きしたいな思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） まず、町政懇談会のお話がありましたけれども、町政懇談会の結果につきましては、全て整理をした上で、対応についても整理をした上でホームページにも載せておりますし、それぞれの校区の区長さんにも、大字の区長、行政区の区長さんにもお渡しをしておるところでありますので、フォローはできているというふうなことは思っておるんですけれども、まだ足りないということであれば、多少どういうふうにすれば御理解をいただけるか検討していきたいと思っております。ただ、町政懇談会でいろいろな御意見や御要望が出てきますけれども、全てお応えすることは無理なわけでありまして、出てきた中の要望も全くどうにもならないようなお話も実はありますし、必要なこともあるんですけれども、優先度を考えながらどれをやっていくのかと。将来的に回すやつもありますし、すぐさまやるやつもありますし、そういうのは我々の方で吟味をして進めておるといことは御理解をいただいたらと、全てができるわけではないということを御理解いただいたらと思っております。

それから、おしゃれ、それから子育てについての施策等の内容、やっているということをもう少し発信すべきじゃないかということと、もっとその辺を盛り上げなければいけないんじゃないかという御意見ですけれども。発信については、今、プロモーションビデオもまたつくっておりますので、それができましたらそれを使って、いろいろな媒体を使って発信をしていくというふうに思っておりますし。

施策そのものについては、まだ形にはなっておりませんが、今、職員に対して指示をしておりますのは、義農作兵衛という郷土の偉人がおりますので、義農作兵衛の精神を体現をしたような方を顕彰するような、仮称ではありますが義農大賞といったようなものをつくって、それを全国から募集をして、松前町でそういうイベントをやっていることが分かるような形で発信できないかなあというようなことを今庁内で検討してもらっているところであります。

そんなんも含めてまだまだ知恵が出せるものは出して、若い人にも今の提案制度なんかもありますので、そういうのを利用して、そういう松前町の魅力を発信する施策というのを検討するように呼び掛けをし、検討してもらっておりますので、そういうなのは私だけのアイデアではなかなか限界がありますので、役場総力を挙げていろいろな知恵を出して松前町の魅力を発信していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 前向きないろいろな御答弁いただきましてありがとうございます。これからもなお一層続けて、ジャンプの年に仕上げていっていただきたいなと思います。

それでは、2問目の水道事業についてというところに入りたいと思います。

国の水道法改正案成立により、今後水道事業の在り方について幅広い考え方ができるようになってきましたが、町としての考えをお聞きします。

豊富な地下水をもとに質の高さを誇る松前町の水道水は、おいしくて安いと評価している町民も多いと思います。ただ、管路の経年劣化による更新事業や新しい浄水場の建設計画などで水道料金の値上げの検討も視野に入れざるを得ない昨今、国の水道事業民営化の動きは、選択によっては町民にとっても大きな問題となってくるでしょう。

長期的に見れば、人口減少社会が続く限り有収水量が約40年後にはピーク時、これ2000年ぐらいですが、より約4割減少すると言われ、原則水道料金だけで運営されている以上、このままでは経営状況は悪化し、施設の更新など必要な投資が行えずに、更に老朽化が進行してしまいます。

また、過度のコスト削減による水道職員の削減により、体制の弱体化が進み、水道施設の維持管理が困難になり漏水などの事故が増加し、全体として水道サービスの低下が懸念

されます。こういったこう全国的な動きも絡めて私申し上げましたが、そのために民間のノウハウを取り入れたコンセッション方式とか広域連携を推進し、関係者の責務を明確化していこうという考え方が法律改正のもとに注目され始めています。町として今後の取組と考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） 水道事業の今後についてお答えいたします。

今回の水道法の改正は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るものです。

主な改正点は、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善が挙げられます。

御質問のコンセッション方式は官民連携の一種で、利用料金の徴収を行う公共施設において、施設の所有権を自治体が所有したまま民間企業に事業の運営を委ねる方式です。これにより、民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善や民間の資金調達、運営権対価による財政負担の軽減などが期待されます。一方では、民営化されると合理化、採算性を重視することにより安全性が犠牲にされ、水質の悪化などの懸念があり、また海外では水道料金の著しい高騰や再公営化などの事例があるようです。

ライフラインである水道事業は、飲料水の安全・安心な供給を確保し、町民の健康と安全を守ることが最も重要なことであることから、自ら運営することが適切と考えておりますので、今のところコンセッション方式の導入は考えておりません。

また、広域連携については、経営基盤の強化や経営効率化の推進を図るため、平成28年度に愛媛県が県内市町の財政及び水道担当課長並びに企業団の事務局長で組織する愛媛県水道事業経営健全化検討会を設置し、広域連携や経営健全化について検討を行っていますので、引き続きこの検討会に参加していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、お答えがありましたように、コンセッション方式は考えていない。それからまた、県が検討会を設置している分については、引き続きそこにいながら動向を注視していきたいということだと思っておりますが、今後、事業の民営化というのは直接考えない、あるいは町の事業として続けていくということなんでしょうけれども、その場合、いろんな懸念事項に対して、コスト面からも利用者として一番平易な言い方ですけども、水道料金は現行のままでいけるのかどうかというところが非常に懸念されるところではあるんですけども。考え方としては、消費税も上がる本年秋以降、気になるところ

ろはあるんですけれども。今のお考え、お答えでは、当面のところ水道代も上がらずこのままで頑張っていけるのだと、企業努力でやっていけるのだということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長（八束 正） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） 現在のところでは、すぐに上げるとかという検討はないんですけれど、現在、西古泉水源地の改修や、当然水道管の老朽管の更新、耐震化事業を行っております。この投資に係る費用分については、将来、水道料金の値上げも必要になってくるかと思えますけど、現在、浄水場に係る総費用等がまだ確定しておりませんので、改定率とか改定時期などは今のところはまだ決まっておりませんという状況でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） いろんな諸条件が次から次へと重なってきますから、私たちも永久に変わらないというようには思っていませんけれども、当面は上げずに頑張っていただけというふうに解釈したいと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 補足させてください。多少ニュアンスが違うので。今のお話ですと、しばらく上がらないというような感じで受けとめられるようになっては困りますので申し上げておきますが、西古泉水源地のあそこに浄水場を建設すれば、必ずコストがかかって、その分については値上げにつながります。ただ、その時期が決まってないだけで、当面上がらないという、だからずっと上がらないみたいな印象を持たれたら困りますので、補足しておきますが、この事業をするからには上がります。ただ、今時期が決まってないだけ、額が決まってないだけでありますから、そのことについては町政懇談会で29年度に全て計画を示しながら、現在の収支がこうなっておって、ここでここま行くところなるという説明をした上で、いずれ上がりますと。上がることのきちんと計算が推計ができた段階では、町民の皆様にもきちんと説明しますというお話もさせていただいておりますので、そこは誤解のないようによろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） それはある程度含んではおるんですけれども、今すぐということではないという理解のもとで、数字が出たときにはちゃんと説明をしていただいて、そうなれば町民も理解をしますと思いますので、その段階で判断をしていきたいということでよろしいかと私は思っております。

（「それでもう容認したん」の声あり）

いや、その段階でということです。

それでは、次の3番目の子どもの虐待について質問をしたいと思います。



子どもの虐待、これ今全国的にも問題になっているところではありますけれども、家庭内暴力と切っても切れない部分もありますので、それに絡めて質問したいと思います。

子どもの虐待は、家庭内暴力、特に夫から妻への暴力に起因していることが多いです。この問題の解消に町としてはどうかかわっていくのでしょうか。町として女性の人権問題の一つでもあるDV、いわゆるドメスティック・バイオレンスに対して、どのように対処していくのですか。公にしにくいデリケートな問題ではありますが、本人や関係者にとって命にかかわるような深刻な問題にもなりかねないことなのです。また、密室になりやすい家庭内のDVは子どもの虐待にもつながり、全国的にも今大きな問題となっています。安心して子どもを生み、育てるまちづくりを目指す町として、この問題への対策、救援体制、連携はとても大切なことだと考えます。具体的な方策や町としての考えを伺います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 家庭内暴力と児童虐待についてお答えします。

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、密室での家庭内暴力は配偶者にとどまらず、同居の子どもにも被害が広がるなど、大きな問題となっています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、都道府県は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を策定し、配偶者からの暴力に係る相談、保護、自立支援などの配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設を設置しなければならないと規定されており、愛媛県では、愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定し、愛媛県福祉総合支援センターが相談、保護、自立支援などの業務を行い、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしています。一方、市町村については、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の設置が努力義務とされています。

このため、松前町では、第2次男女共同参画計画・まさきを同法に基づく基本計画としても位置づけるとともに、福祉課に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持たせ、健康課、社会教育課と連携して相談業務を行っているところです。松前町での相談業務に当たっては、被害者の心情に寄り添って対応することを心がけ、被害者の安全の確保や一時保護が必要な場合は、専門的機関へ適切に引き継ぐことにしています。

次に、児童虐待については、地方公共団体は、児童虐待の防止等に関する法律により、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護及び自立支援などのため、体制の整備に努めなければならないとされているほか、児童福祉法により、要保護児童の適切な保護や支援を図るため、関係機関や関係団体により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないと規定されています。

このため、松前町では、愛媛県福祉総合支援センターや伊予警察署、伊予医師会等の関

係機関を構成員とする要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待に対応しているところではあります。

児童虐待の相談や通報を受けた場合は、情報収集や調査を行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、緊急性や重大性に応じた援助方法を協議しています。援助として一時保護の必要性がある場合は、愛媛県福祉総合支援センターへ引き継いでいます。

なお、議員御指摘のように配偶者からの暴力と児童虐待は、密接に関連しているケースも考えられることから、その点も配慮して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、ここ柱が2つになっていると思うんですが、女性に対する、特にDVに対する対策と、それからそれに関連して子どもたちの今の虐待ということが密接に関係がありますから、子ども虐待防止についてというこの2つの大きなテーマになると思うんですけれども。

今先ほど大政保健福祉部長の方から御説明がありました中に、市町村の基本計画の中に、今後は緊急避難的な場所として施設の設置というのが言われているということなんです、町内にそういうものをつくらないといけないということなんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 一時保護の施設は市町村の努力義務ではありますが、松前町の場合、愛媛県の方で一時保護をする施設があるというところで、今のところは設置は考えておりませんし。もう一点、松前町狭い地域でございますので、余り身近なところに避難というのはいかがかと思っておりますので、そういう点では避難所は愛媛県の方の施設を利用するように予定をしております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 私も松前町は非常に狭いところですので、そういう全体的な意味からいっても、町内につくってもすぐ分かってしまうのかなという部分もあるんですけれども。今後の子どもたちのその後の育成とか、あるいは保護された母子の今後について、静かに生活が守っていけるということに対しての体制は町としても守っていただきたいなということは思います。それは、いろんなプライベートなこととか、そういった事柄について全体的にいろんなところと連携しながらそれをやっていかないと、町だけでやれるということではないと思いますので、そのあたりは体制を強化していただきたいなというふうに思います。

先ほどの虐待の今度件に関してなんですが、特に乳幼児に関しては福祉課の関連ということにはなるんですけれども、全体的な連携ということになれば、子どもが小・中学生と

ということになってくると、当然小・中学校での救援体制が必要になってくると思います。そんな子どものSOSをしっかりと受けとめ、保護できる体制ができているのかどうか。新聞、マスメディアでも取り上げられた野田市の10歳の女の子のケースなんかも、今日も、昨日も国会の予算委員会なんかでも児童福祉法の改正とか、いろんな児童虐待事案のことで緊急点検をしようとかというようなことで、国会でも大きく取り上げられていると思うんですが、この実情に対して、それを必死に訴えていった女の子が結果的に最悪の結果になってしまった非常に悲しい事件だったと思います。それは、周りの大人たち、関係者の配慮のなさ、連携の悪さが招いた結果だとも思われますが、町においてはこのような事態は起こらないかもしれませんが、どのようなケースにおいても子どもを守れる体制づくりをしっかりとしていただきたいと思いますが、こういう子どもが小・中学生になったような場合、教育機関との関係も出てくると思うんですが、そのあたりお答えができるようでしたらお願いします。

○議長（八束 正） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 学校や教育委員会におきましては、児童虐待を受けたと思われる児童については、特に児童相談所、福祉課、警察などと情報を共有するとともに、その対応についても協議しながら個人の情報が漏れることがないように慎重に対応をしております。

なお、御存じのように、児童虐待の防止等に関する法律第5条で学校や教職員には児童虐待の疑いも含めて早期発見の努力義務が課せられていますし、同第6条では必ず通告しなければいけないという義務もあります。その場合には、当然児童相談所、福祉課、警察等々と連携を図っているところです。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） あのときに子どもさんの悲痛な訴えをアンケートという結果でしたところ、それが最悪、父親のところに行ってしまったということで、連携の悪さとか、そういったものが最悪の結果を招いてしまったということで。こういうことは女の子には気の毒だったと思うんですが、そういう事例をもとに今後の体制、再発防止のために大人が努力をしていかないといけないというふうに私は思いますので、今の教育長のお話にもありましたように、しっかりと法律もそうですけれども、その法律と法律の間に何か抜けているところはないだろうかという非常にデリケートな部分もありますので、そこらあたりもなお一層連携して、そういうことが起こらないような事例にしていただきたいと思いますというふうに私は思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 4番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第1問目、防災・減災ということにつきまして。

災害対応における自主防災組織の取組についてということであります。

昨年の西日本豪雨によって、南予地域また松山の島しょ部にも甚大な被害をもたらしました。その中で県内で住民の結束力と防災のノウハウの共有化が危機回避につながった地域があります。御存じのように、肱川を挟む田園地帯に4集落がある大洲市三善地区であります。住民が作成した災害マップに記された浸水想定地域が今回の豪雨で実際に浸水し、水害の危機を察知し、住民約60人が避難所の公民館から高台の施設に移り、難を逃れました。

ここでかつ目すべきは、当初避難所と指定された公民館から高台施設へ移るという自主防災組織の適切な状況判断であります。自主防災組織は、その地域に想定される災害の内容に合わせた避難行動計画を立案し、それを地域住民に徹底する啓もう活動の実施を行ってまいりました。自主防災組織の活動の重要性は、今国会でも事例として紹介されております。

この取組については、2016年度に自然災害の被害軽減に向けた内閣府の災害・避難カードモデル事業に選ばれてもおります。内容は、自主防災組織などで住民の名前や薬の服用などを記したカード、水害と土砂災害時の避難場所などを確認するマップをつくり、各家庭に配布し、要支援者も把握するというものであります。これにつきまして、当町としてこの事例をどう取り入れていくか、自主防災組織とどのような連携を図ろうとしているのかお尋ねいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 災害対応における自主防災組織の取組についてお答えします。

昨年の西日本豪雨の際、住民の結束力と防災のノウハウの共有化によって危機回避につながったとして議員から御紹介のあった大洲市三善地区の自主防災組織では、わたしの避難行動とわたしの情報という2枚の災害・避難カードを作成して住民全員に配布し、避難をする際はこのカードを持って避難所に行くよう呼び掛けているとのことでした。

わたしの避難行動カードは、三善地区の地図上に浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域、避難場所や災害時に気にかける人などを住民それぞれの事情に応じて書き込めるカードです。また、もう一つのわたしの情報カードは、名前や性別、血液型、持病や内服薬など持ち主の個人情報を記入できる手のひらに収まる程度のサイズのカードで、避難所では名札がわりになります。

昨年の西日本豪雨の際、三善地区の住民全員が当初避難していた指定避難場所の公民館から避難所ではない高台へ無事に避難できたのは、この災害・避難カードを作成するに当たり、ワークショップや作業部会などでみんなが寄り集まって危険な箇所とか、どこに逃げ込むとかを十分に話し合い、地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、地域全体の災害への意思統一が図られていたためと考えられます。

このため、松前町としては、自主防災会連合会総会や防災士フォローアップ研修などの機会を捉えて大洲市三善地区の取組を先進事例として紹介し、これを参考に各自主防災会が地域独自の有効な災害対策に取り組むよう働きかけるとともに、支援、協力をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 既に取り組んでいただいているということで、最終的には町民に徹底してするということが必要かと思えます。是非とも進めていただきたいと、そう思います。

それでは、2問目につきまして、空家対策ということで空家対策特別措置法ということについて質問させていただきます。

空家対策特別措置法は平成27年2月26日に施行され、同年5月26日から完全施行されました。特別措置法は全ての空家を措置の対象にはおりません。次に述べる周辺への影響が大きい空家を特定空家等と定義いたします。

1つ、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。そのほか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

そして、特定空家等に対する措置はということで、解体の通告や強制対処が可能になったということがポイントであります。特定空家等に対して、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能になったということであります。更に、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能となります。

市町村の役割及び実施事項について、以下申し述べます。

市町村による空家等対策計画の策定、空家等の所在や所有者の調査、固定資産税情報の内部利用、データベースの整備等、適切な管理の促進、有効活用、上記の実施に当たり必要に応じて協議会を設置するということが望ましいとなっております。

そこでお尋ねいたします。協議会の設置はしているのか。当町においての空家等対策計画の進捗状況はどのようになっているか。

引き続きまして、関連しまして、所有者の判明しない特定空家対策措置についてお伺い

します。

特定空家に所有者が判明しないものがあります。特定空家と指定しても、除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令を実施する対象がいいため、何ら改善されず放置されたままというのが現状であります。これらに対して、所有者が判明しないところに対して町独自の対策措置を考えているのかお尋ねいたします。

以上、2問目でございます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） それでは、空家対策についてお答えします。

松前町では、平成30年6月に松前町空家等対策協議会を設置し、委員を選定したところ です。この3月には、松前町空家等対策計画の素案について第1回目の協議会を開催し、審議していただくこととしております。

次に、松前町空家等対策計画の策定については、協議会の意見を聞きながら、本年7月の策定を目指すこととしております。

松前町空家等対策計画策定後、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等については、改善に向けて指導していきたいと考えております。しかしながら、所有者や相続人が判明しない空家で緊急に撤去しなければ周辺の住民などに被害が発生すると認められるものについては、協議会に諮った上で、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の措置について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 分かりました。協議会については設置されているということで、計画については7月をめどに策定していくということですね。分かりました。

最後に質問しました所有者が判明しないものについて、松前町の実例としまして1件御紹介いたしますが。空家の立木で毎年そこに大量の蛾というのか、何とか分かりませんが、蛾ですかね、チョウみみたいなやつが大量に発生して、周辺に非常に不快な、夏ですから窓あけて生活してるんだけど、そのあたりがどんどんどん舞って、室内に入っ てこないようにするのも非常に苦痛を感じるような実例がございます。それに対して町の方に依頼しても、民間の所有のものであるから手がつけられないとはいいいながらも、町職員が除虫剤を散布してくれたりということで対応はしていただいておりますが、これはそれをやっていると、ある一定の木を切れば済むことが、毎年そういう対応を町にお願いする、職員にお願いするというふうな不合理なものであります。そういった大きなものではない、立木を伐採するということについてある程度の基準は必要ではありますが、立木を

切るぐらいは柔軟な対応をできないものかということをおもうわけでありませう。策定の中でそういうものについて検討していただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） そのような案件も検討する余地があれば、検討していききたいと考えてます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 是非ともよろしくお願ひいたします。

では、3問目、居住者支援協議会についてということでありませう。住生活基本計画ということについてお尋ねいたします。

住生活基本計画、平成28年3月18日、閣議決定されております。現状と今後の10年間の課題として、1番目、少子・高齢化と人口減少に伴って、世帯数の減少が空家を増大させる。2番目、リフォーム、既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場の転換への遅れ。3番目、マンションの老朽化、空家の増加により防災、治安、衛生面での課題が顕在化してくるおそれ。空家の活用、改善が重要課題となっているとされます。

居住者の視点から。1つは、目標1、結婚、出産を希望する若年世帯、子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現。目標2として高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現。目標3、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保。住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、そして障がい者、ひとり親家庭、多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、ここに書かれておるのは外国人、ホームレス等の住宅確保要配慮者が安全・安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現となっております。

住宅ストックからの視点からしました目標として5番で、建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新。急増する空家の活用、除却の推進。

愛媛県に住生活基本計画がありますが、この目標、これは5番で総合的な空家対策の推進となっております。技術支援、財政支援も盛り込まれております。

目標IV、住宅のセーフティネットの充実、公営住宅によるセーフティネットの構築、子育て世帯、ひとり親世帯への適切な供給、高齢者世帯、障がい者世帯への適切な供給。

民間賃貸住宅におけるセーフティネットの構築、高齢者の単身世帯や障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯などの住宅確保要配慮者は、入居後のトラブルや、特に高齢者単身世帯の場合には死亡後の各種処理への懸念などから、民間賃貸住宅への入居を拒否される場合があります。住宅確保の要配慮者への入居を拒まない民間賃貸住宅の掘り起こしに努め、当該住宅を県等に登録し、情報提供することにより住宅確保要配慮者への入居を促進する。

また、愛媛県では、県及び市町の住宅部局、福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体

で構成する愛媛県居住支援協議会を設置しております。高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を促進するための啓発活動を行っております。住宅に入居している住宅確保要配慮者の支援に努め、民間賃貸住宅市場において誰もが安心して暮らせる社会環境を構築するとなっております。

ここで質問ですが、これ私間違っておるんですが、このまま読みます。入居者への家賃助成制度があれば御説明くださいということ。

まだありますね。申しわけないです。全部読みます。

次に、居住者支援協議会の設立趣旨についても申し上げます。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。提供、紹介している居住支援サービスの内容は、家賃債務保証サービス、見守り支援、家事、買い物、配食等、家財整理ということとなっております。居住者支援協議会との連携について、我が町の取組状況についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

楠田福祉課長。

○福祉課長（楠田匡志） それでは、入所者への家賃助成制度及び居住支援協議会との連携についてお答えいたします。

愛媛県居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律に基づき、高齢者、障がい者、子育て、外国人世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方、いわゆる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図るため、県と市町村の福祉部局及び住宅部局、不動産関係団体、福祉団体等が構成員となり、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供をはじめとした支援を円滑に行う組織として平成27年3月16日に設立されました。

松前町も、愛媛県居住支援協議会に福祉課、健康課、まちづくり課が会員として加入しており、当協議会の総会及び部会に参加して、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進の取組について状況の把握や情報収集を行っております。今後も関係する会議には積極的に参加し、住宅確保要配慮者に対する支援の在り方を研究してまいりたいと考えております。

なお、現在、松前町では、賃貸住宅入居に対する家賃助成は行っておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、入居者の家賃助成制度とお聞きをしたんですが、これは間違っておりまして、入居者ではなくって、本来は大家に対する助成というものがあ



るのかどうかということで私が記入間違いしておりますが、その点については、国と地方と書いてありますが、この地方は地方議会のこと、行政のことだと思いますが、そういう大家に対する家賃保証、これは何のためにするかというと、できるだけ家賃を安くする、低廉に抑えるための措置として相場からよりも安く、本来取れる家賃を抑えるという意味合いで、低廉化させるという意味合いで国からの補助、いわゆる行政からの補助制度があるということを御説明いただけたらと思ったんですが、それはそういうことで間違いないでしょうか。

○議長（八束 正） 楠田福祉課長。

○福祉課長（楠田匡志） 県の方に確認したんですけれども、借りられる方の要配慮者に対する援助ということは現在国レベルではあるんですけれども、家主に対する支援というのは現在は聞いておりません。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ということは、県ではその補助ということはやってないということですね。ただ、国の制度としては補助限度額というのが明示されてるものもございしますので、それをもう一度御確認いただけたらと思います。

以上です。

最後に、私の方から申し上げたいのは、最初の空家対策特別措置法にしる、居住者支援協議会の空家対策ということについて。

○議長（八束 正） 影岡議員、時間が終わりましたので、質問はこれで終わってください。

○4番（影岡俊範議員） 質問が終わった。じゃあ、再質問。

○議長（八束 正） 通告書のやつで全てこれで終了です。今の質問の中では、影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 毎度のことですが、最後に私の質問に対する総まとめの意見として述べさせていただく時間はないのでしょうか。

○議長（八束 正） 簡潔にお願いできますか。

○4番（影岡俊範議員） 空家対策特別措置法については、ハードの面での対策であります。居住者支援の協議会の役割は、空家にいかに要支援を必要とする方々をいかに入居させるか、それを受け入れる先をつくっていこうという対策というかシステムであります。両面から空家対策に向けて両方がうまくかみ合わせて今後町として空家対策、そして福祉の面でもこれを推進していただきたいというふうに思うのが私の考え方でございます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

10時55分まで休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問いたします。

まず、今日の質問初めに、介護予防事業について、1番、健康寿命を延ばすことについて3点質問いたします。

昨年の12月議会で高齢者介護予防事業の実施により介護サービス利用に至らず健康寿命を延ばすことで家族の負担や町の財政負担を抑制したい旨の答弁がありました。これは町民の皆さんに誤解いただきたくないことですが、決して介護サービスを使わせないというものではなく、介護状態になった方は認定もきっちりと、辛いうんぬんじゃなくてしっかりして直していただくと。ただ、介護になるのではなくて、健康寿命を延ばせば家族の負担なども減るということで抑制していきたいという前向きな答弁でした。

そこで、1つ目の質問ですが、抑制するための具体的な対策はあるのかと。

当然あると思いますが、あると仮定として2つ目の質問。その具体的な対策の目標、あと期限、それを2つ目の質問です。

それで、3つ目の質問が、それぞれの対策によってどの程度の財政負担抑制が期待できるのかと。例えば、平成29年度の決算実績で見ますと、四捨五入しますと、介護保険の保険給付、約24億1,400万円という実績が出ております。同じく介護保険給付、平成30年度は今継続中ですので、今回の3月補正に提示されている額でおおむねの予測ですけれども、約25億円という数字が出ております。次に、平成29年度の決算実績、介護予防費である項目でいくと地域支援事業費というものが実績で8,510万円と、これは決算書から確認しております。今度、同じくその額、平成30年度現状走っている予算ベースですけれども、今回の3月補正の額で出てるのが約1億5,100万円というような形です。結構上がってきておりますので、そのあたりどれくらいの見通しで考えているのかと。できれば数字の目標とかあると思いますので、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、介護予防事業と健康寿命の延伸についてお答えします。

町では、健康寿命の延伸を目標として、平成25年に第2次松前町健康づくり計画を策定し、それぞれの世代に応じた健康づくりの施策を実施するほか、65歳以上の高齢者に対しては介護保険事業計画を策定し、様々な介護予防事業を実施しています。

その内容としては、平成19年度から要介護状態や要支援状態となるリスクが高い高齢者を対象に水中運動教室や脳トレ教室を実施してきました。これらに加え、平成26年度からは、健康寿命の延伸のため一般の高齢者自らが取り組むことができるコロバード体操の普及を推進する介護予防啓発事業をはじめ、高齢者サロンの支援を行う介護予防活動支援事業やリハビリテーション専門職等との連携による地域リハビリテーション活動支援事業等の一般介護予防事業を実施しております。

この結果、要介護認定率は全国平均を下回っており、今後も継続して介護予防事業に取り組むことにより家族の負担軽減にもつながると考えています。

なお、松前町地域包括支援センターの介護予防事業への取組が、衛生教育活動の普及と発展に資すると評価されたことから、今年度、全国8団体に贈られた日本公衆衛生協会会長表彰、衛生教育奨励賞を先月受賞しております。

第2次松前町健康づくり計画では、平成35年度までの計画期間において、全世代のライフステージに応じて生活習慣病の予防や生活習慣の改善に係る目標を掲げており、生活習慣病の予防に関しては、特定健診、特定保健指導等の実施、生活習慣の改善に関しては、個別栄養相談や各種健康教育等の事業を実施しています。

第7期介護保険事業計画では、平成32年度までの高齢者の介護予防事業への参加者数を目標値に掲げており、これら計画の目標が達成されることにより、結果として財政負担の軽減につながると考えています。

なお、財政負担の詳細な軽減額については、介護予防事業による効果と財政軽減の因果関係が不明なため、推計できません。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） いろいろ計画など、表彰も受けているというような答弁でした。

そこで、今、具体的な抑制策というのは計算できてないというようなお話だったんですけども、個々の施策にかける予算というのは、合算したのは先ほど決算などでまとめられている金額だと思うので、数字的に幾らかかったかは分かるんですけども。表彰されているだけ、それなりの効果はあったんだと思うんです。実際、因果関係というのが分からないというのが意味がよく分かんないですが、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 因果関係と申しますのは、統計解析を行っていないということでございまして、例えば介護予防事業の参加者と参加していない方、その方が要介護認定の発生にどうつながっているかと、あとその方の介護費、医療費がどのようにかかっている

るか、このあたりのデータの精査を行っていないということでございます。これに関しましては、先般、2月に愛媛大学と協定を結びまして、こういう統計解析についての協力を得まして、我々が持っているデータを愛媛大学の方に分析していただくことができるかどうか、これからこれは検討していくこととはなりますが、そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） なるほど。愛媛大学と連携して解析を進めていくということですね。なるほど。

私が考えていたのは、予算編成するときには決算結果を見て次年度の予算策定すると。その場合、よく町長がPDCA回していくという形でおっしゃいますけれども、それぞれステップアップしていく上でそこが分からないと、例えば今年度どういった成果というか、この手段をいろいろやってどんなものが結果的に結果のイメージがイメージどおりだったかとかというところがはっきりしてこないと思ったので、こういう質問になるんですけども。

解析しないとそこはあれですか、全く分からないものでしょうか。例えばある体操教室、昨年たしか6月ぐらいだったですか、750人ぐらいの方が集まってというような話ありましたけれども、例えば目標的にもっと増やせば倍の1,500人にしたとか、それで統計解析的には厳密なものはないと思いますけれども、例えば皆さんの、施策を行う職員さんが目標設定して倍の人をやったらもっとよくなるのではないかと、単純なところでそういったものというのはいないのでしょうか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 先ほど議員が御指摘されました参加者人数、これにつきましては、第7期の介護保険事業計画でも介護予防普及啓発のところでは先ほど申しましたコロナバンド体操、あとまっさき元気体操というものがありますが、これらを今推進しております。これらを行っていただく団体、これらに参加する人数、この目標値については第7期計画の方で掲げておりまして、平成30年度には46団体、838人から平成32年度は56団体、938人に伸ばそうという、こういう目標は立てております。

この根拠としましては、厚労省の方が高齢者人口、65歳以上の人口に対する1割の方が介護予防事業に関する何らかの効果があるというような検証をもとに、介護予防事業の参加率の1割というのを目標に掲げております。松前町が現在9,300人程度だと思っておりますが、高齢者人口を超えておりますので、そこに合わせて約1割の方が参加していただくような、そういう設定をしておりますが、倍の参加者数をいうことになると、なかなかそこに倍の人数を集めることもなかなか難しいところもありますし、現実的な目標値を定めて対応しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 分かりました。議会としては、予算と、あとは実際皆さんが目標を立ててどのような行動を行ったのか、その結果どうだったのかと、そこをチェックするのが議会の役目ですので、数字としてはこういう数字が出てるといのは分かるんですけども、今おっしゃったような形のものがないとなかなか私たちも判断しにくいと。これは、別に松前に限ったことではないとは思いますが、具体的な中身と、あと達成度。達成度というのは、結果のイメージを描いたものとどれだけ近いかどうかということとところが評価にもつながると思いますので、できるだけ今後、この後予算委員会なんかもありますので、そこでそのような形のものを含めて私たちと議論を広げていく必要があるんじゃないかなと思います。

そこで、松前町、町長がいつもおっしゃるとおり8億円しか自由に使えるお金がないというので、最少の経費で最大の効果ということなんで、具体性というのを今後。今、課長実際お話いただきましたので、そういったことを議会の方へお伝えいただければと思います。

この質問は以上で終わります。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目は、介護予防事業について、2番ということで高齢者の介護予防について質問いたします。

本町では、介護予防のみならず健康寿命の延伸のため、生活習慣病対策としての保健指導や栄養教室、ウォーキング教室、健康づくりに関する広報、啓発活動など多種多様な健康対策などにも取り組んでいるという答弁が、6月議会でもありました。先ほども出ましたけれども。この中で元気な方の参加率がいいと、町民の方も、実際出られてる方などからよく聞いておりますが、閉じこもりや寝たきりの方、対策はどんな対策を考えているのでしょうか。また、今後どうしようと、結果のイメージどうなっていれば本当はいいと言えるのかということを考えているかということをもまず1つ目の質問で伺いたいと思います。

あと、2つ目としましては、口は万病の元と言われるとよく言われます。口腔ケアというのは、口の中を清潔に保つことで口腔内だけでなく、体全体の健康を保つケアと言われております。私は、最初は歯だけかなと思ったら、口から食べるわけですので、栄養不足の状態などが続くことにつながったりとか、よくお年寄りの方肺炎で亡くなるという方なんか、雑菌などを飲み込んでしまって、誤嚥性肺炎とかというので亡くなる方が結構ほとんどらしいんです。そういう意味から、口腔ケア、口は万病の元と言われておるということを聞いております。

そこで、当町は、毎年、伊予歯科医師会主催の口腔ケアの講演会を文化センターで開催

しております。ちょうど毎年、今回、去年が22回目ですか、こういった会があって、担当職員の方も公務として御出席なさってました。

そういった経緯から、もう少し町がバックアップして、年1回だけではなくて、各校区や地区単位に巡回することで口腔ケア促進に取り組むのが、健康寿命を延ばす手っ取り早い効果的な対策だと私は考えるんですが、町の考えはいかなものでしょうか。

あと、3つ目ですけれども、今、高齢者のお話がありましたけれども、その予備群といっても先の話になりますが、若い人に対して、例えば風疹とか最近無関心の人が多いと聞きますけれども、若い人に対しての対策はどんな対策を考えておられるでしょうか。この3点質問いたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、高齢者の介護予防についてお答えします。

町では、先ほど御説明したとおり、高齢者に対する様々な介護予防事業を実施しています。これらの事業は、参加する方が申し込みを行わないと参加できませんので、議員御指摘の閉じこもり、寝たきりの方は参加する可能性が低いと考えられます。

閉じこもりの方に対する対策については、対策を要する方の把握と出ていきやすい環境づくりが重要となります。対策を要する方の把握については、民生委員の活動のほか、関係各課との連携や各種相談事業を通じて情報収集を行い、必要に応じて調査や訪問を行っております。

また、環境づくりについては、高齢者が身近な場所で集うことができるようサロン事業の支援を実施しており、町内23地区、41団体が活動しています。

なお、既に寝たきり状態の方については、担当ケアマネが医療機関や介護事業者と連携を図りながら適切な医療、介護サービスの提供に努めています。

次に、口腔ケアについてですが、口は栄養摂取の入り口ではありますが、感染経路の入り口でもあります。特に歯周病に関しては、糖尿病の悪化や動脈硬化、心筋梗塞のリスクを高め、肺炎を起こす原因となるなど、様々な病気に影響を及ぼすとされています。高齢者においては、これらの病気が原因となり、要介護状態に陥る傾向があることから、介護予防事業として実施しているはつらつ元気大学院において、歯科衛生士、管理栄養士が地域に出向き、口腔ケア等の重要性についても講義及び実技を行っているほか、広報まさきで伊予歯科医師会の歯の大切さについての記事をシリーズで掲載するなど、啓発に取り組んでいます。

また、後期高齢者に対しては、愛媛県後期高齢者医療広域連合が、平成27年度から無料で歯科口腔健診を実施しています。

65歳未満の若い方に対しては、先ほど申し上げました健康寿命延伸のための各種事業を

実施しています。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） まず、再質問で1つ目の閉じこもりの方や寝たきりの方に対する対策ということで、寝たきりの方は最終的にはケアマネジャーの方がということで、これはそうかなと思います。

あと、閉じこもりの方、把握するために民生委員の方や関係者の方の協力を得てということですが、閉じこもりの方って大体どれくらいおられるか数字分かりますか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 私どもの方で閉じこもりの方の数字というのは把握しておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 把握されてないということですね。今後、数とかを把握する必要があるんでしょうか。あと、加えて、閉じこもりの方、情報収集はしてるということですが、次、どうしたら、どうやれば閉じこもりの方の対策、いい結果を招くことができるか。もしあれば、そこを具体的に、どうなればいいかと思われているか、課長の御意見で結構なんで教えていただければと思います。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 閉じこもりの方に関しましては、まず閉じこもってる状態の情報が入れば、その対応をするということで、私どもと関係機関が動くというようなことを現在行っております。ですので、統計のための閉じこもりの方の数を調べるということではなくて、対応するために情報収集をしているということで、ですので我々が総数何名いるかということは把握してないということでございます。

閉じこもりの方に関しては、まず情報が入った時点で、その方にどのようにして対応していくか。原因とか様々なその家庭の環境とかもありますので、それに適したあたりをしていっているのが現状です。それを今後も続けていこうというふうに思っております。そのためには、当然、我々だけではなくて、民生委員の方の情報も必要ですし、我々が各種相談事業を行っておりますので、そこからの聞き取り、そういったもので把握しようというふうに考えてます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私、民間の感覚でいくと、例えば把握をするといったら一斉に調査してとか考えてしまうんですけれども。現実どうなんですか、イメージ湧かないんでお尋ねするんですけれども。数的には多いんですかね。あとは、民生委員の方通じて情報が入ったら対応すると、当然だと思うんですけれども。その情報の入り具合とかいろ

いろ見ると、要は全体をよくしないと町全体よくなるわけなんで。閉じこもりの方というのは出不精とか人見知りするとか、そういうのもあると思うんです。松前町に住んでよかったという幸せ感というか、そうしてもらうために皆さんが頑張っているわけですので、できるだけ数は把握しないと頭からずっと私は離れないんですけども、そのあたりはどうですか。もう少し詳しくそのあたり、現状、情報が入ってくるといってもちよこちょこ何件か入ってくるのか、数は結構あるのか、そのあたりはどうですか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 私がこの担当になってからのことにはなろうかと思いますが、件数としてはそんなに多いというふうな印象はございません。ただ、潜在的にひきこもりの方がいるという可能性はございますが、結局ひきこもりの方というのは表に出てきませんので、なかなか判明しづらいというような性格もございます。じゃあ、ひきこもりの方の統計をどういうふうにとるのかというところも難しいところがありまして、家族、家庭にもよるんですけども、家族の方がそれを伏せたがるケースも多々ございます。独居の方ですと、周りの方が最近見ないねとか、そういったところで判明することもありますし、それはその方の家庭の状況といたしますか、環境にもよります。

こういったことを解消するために地域包括ケアシステムというので、周りの方が他人に関心を持つといたしますか、周りの住民の方に関心を持ってそういった方をいち早く察知しようというようなところにも地域包括ケアシステムは役立つといたしますか、そういったための目的でもあるというふう考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 分かりました。地域包括事業ですよ、健康事業ですか、あれでチェックリストなどはみんなが書けるわけなんで、そういったところからできるだけ、一朝一夕でいくものではないですけども、できるだけ総数の把握プラス対策という形で御尽力いただきたいものだと思います。

2つ目の再質問いたします。

口腔ケアに関してなんですけれども。先ほど説明ありましたとおり、口腔ケアに関して健康課のPRCですか、チラシですか、今回の広報まさきでも介護に関しての記事がございました。そこで、先ほどのはつつ元気大学院というんですか、口腔ケアの啓もう活動というのも私も拝見しております。あれもたしか申し込まないといけない形だったと思うんです。特に歯科医師会が主催の口から食べたい講演会というやつ、私もたまたま機会があって出席させてもらったんですけども。松前町出身のその道のオーソリティーの方が大学から来られての話なんかもあって、松前町自体が、先ほども表彰の話なんかもありましたし、結構いい状態にあると、ほかよりも。非常に喜ばしいことではないかなと思ったわけです。そこで、そういうベースがあるので、もっと積極的に責めのやり方でやって



いったら、町出身のそういうオーソリティーの方もいらっしゃる、権威の方もいらっしゃるということなので、まちづくりに関してもよりよい結果が出るんじゃないかなと思っ  
ての話なんですけれども。

例えばの話なんですけれども、口腔ケアに対して町が町民に対し何らかの補助を出すこ  
とで実現できることないのかなと思うんです、この質問の中で。例えばのお話ですけれど  
も、健康な人というのは、介護保険料等を払ってますけれども、保険は当然相互扶助なん  
で恩恵ってありませんよね。ですから、給付を使ってない人に対して例えば10%返すど  
か、返すといっても保険は返せないですけども、例えば口腔ケア、有料で申し込むやつを  
無料かもしくは割引で受けられるとか、そういった施策を進めていくと、もっとも受  
ける方も増えてくるんじゃないかなと、健康だといいいよという形で。そういうことは考え  
られないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

それとあともう一つ、例えば歯がない人というのは、唇が内側にぐうっとなってしまう  
ますので、雑菌とか飲み込む率が非常に高いと言われますよね。そうすると、そういった  
方はもともと大変な方なんですけれども、例えば総入れ歯に対する補助とかです。今、申  
し上げた、あくまで思いつきですけども、そういった形のものというのは、財政難と言  
われますけれども、何か考えられない、いろいろ表彰もされてるぐらいなので、そうい  
った施策もいいんじゃないかなと思いますけども、いかがなものでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 口腔ケアにつきましては、先ほど答弁でもありましたよう  
に、後期高齢者については愛媛県の後期高齢者医療の方が無料健診をしております。40歳  
から75歳未満の方につきましては、保健センターの方でワンコイン、500円で受けれる歯  
科健診の事業を行っておりますので、そちらの方で健診についてはやっていただくと。治  
療については医療になりますので、その部分について自己負担になりますけど、そうい  
った事業は実施して、口腔ケアについては対応をしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 全くやってないわけじゃないということですよ。ただ、攻め  
の形でやるのも必要ではないかなと私思いますので。

しかも、先月行った議会報告、意見交換会で町民の方からも政策提案として町全体に口  
腔ケアを積極的に進めるような施策ないし条例化など、県も採択しているような条例化な  
どもしてほしいというような御要望もありましたので、政策提案としてそういうことをや  
っていただきたいなということで申し上げておきます。

あと、3つ目の若い人に対するの対策、先ほど聞き取れなかったので、もう一度お願い  
できますか。すみません。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 若い方に対しましては、先ほど最初の質問の答弁で答えましたような健康寿命延伸のための各種事業を推進しているというふうにお答えいたしました。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 健康寿命維持のためということですね。

先ほど冒頭私申し上げたとおり、例えば風疹とか、最近インフルエンザとか無関心な人が多いと聞くんですけれども、そういう対策というのはあるのでしょうか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） インフルエンザに関しましては予防接種の方で対応しております。風疹に関しましては、来年度、国の方が風疹の予防接種の方の、男性に限りますけれども、ある一定の年齢層の方を無償でまずは検査をして、必要であれば予防接種をするというような事業は行うようにしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 特にインフルエンザとか、予防接種に関しては予算にもちょうど乗っかってきてますけれども。受診率、そこがなかなか悪いというようなことを以前聞いたことがあります。例えば、受診率というんですか、言葉が分かりませんが、そこはどうですか、十分来てるのでしょうか、それとも全国的に言うと少ないと聞いたりもするんですけど、松前の場合どうなのでしょう。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） インフルエンザの予防接種に関しまして今手持ちに資料を御用意してないのでお答えできかねるんですけども。インフルエンザに関しましては、本人さんが受ける受けないという判断で受けますので、受けないとだめというようなことでもありませんので、時期によれば受けていただく方がより感染の予防になると思うんですけども、そこを我々が必ず受けなさいというようなことにはならなくて、受けた方がいいですというような推奨にはなるかと思うんですけども。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 手元に資料がないということで、いきなり聞かれてもあれかと思うんですけども。

例えばあれですか、受診率が少ない、松前がどれくらい少ないか分からないわけなんですけども、例えば風疹とかでもやらないといけないという、伝染性があるものだと周りに迷惑もかかるのであれですけども、例えば広報の工夫とか、参加しやすいような場づくり、例えば土日とか開放して何かそういうのを受けられるような仕組みとかあるのか、そのあたりはどうでしょうか。広報とか受けやすい場づくりといいますか、参加しやすいというような場づくりとかというのはあるのでしょうか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） インフルエンザ、風疹等の予防接種につきましては、個人で医療機関の方へ行って受診をするというようなスタイルになろうかと思ひます。ですので、御自身の時間に合わせて予防接種を受けるような形になろうかと思ひますので、こちらの方で設定をして団体で受けるというようなイメージではないかと思ひます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 予防接種に関してはあくまで個人のということで、特に自治体が積極的にやるようなものではないということではないでしょうか。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 自治体はもちろん啓発は、受けましようというようなことは行ひます。ですので、ただ実施するのは医療機関で行うことになりまますので、我々としては推奨は広報等を通じて現在も行ひておひます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） その点分かりまました。

今回のこの質問の中では、口腔ケアに関して政策として、松前のいいところでもあると思ひますので、新年度予算でも幾らか途中でも反映させるような形でお願ひしたいと思ひます。

この質問は以上で終わります。

それでは、3つ目の質問、申し上げます。通告書では2番、予算の有効活用についてという項目になりまます。

それで、1番、人事院勧告や昇格などに伴う職員の賃金増加とそれに伴う人件費増加対策を町はどう考えているのでしょうか。

決算審査のときに毎年必ず出てくるのが、残業時間が多い、残業金額が多いということによく議論されてきておひます。今、残業金額と言ひましたけれども、正式には時間外勤務手当のことになりまます。時間外勤務手当です。それで、平成29年度の決算実績なんですけれども、平成29年度は当初予算で時間外勤務手当が6,832万5,000円計上されておひまして、6月の補正で405万8,000円プラス、あと専決処分による補正で602万円プラス、12月の今度補正で114万3,000円プラスで、合計、当初予算に1,122万1,000円の追加でございまました。最終的には、3月の補正で816万1,000円の減額をして総計が7,138万5,000円と。平成29年度の正職員数188人ですので、割り算すると、正職員1人当たり年間約37万8,000円の時間外勤務手当ということで計算上なっております。

平成30年度の当初時間外勤務手当予算額というのが、6,734万9,000円、これ予算書の方に計上されておひ、確認がとれます。特に時間外勤務手当、時間外勤務手当かかわらず一般に人件費と言われるもの、私が議員になってからのことしか分かりませんけれども、定例議会では、予算委員会など各担当課の責任者の方がいろいろ予算や決算に関して説明

ただくわけなんですけれども、人件費の説明は省きますということが言われてきたんです。最近疑問に思ったので数字を拾ってみて、今回質問に至ったわけなんですけれども。現実、議会では人件費に関しては議論されていないというのが現状なんです。そこで、今回考える機会ということで質問させていただきました。

このような現状、町民の方々も結構見ておられて、民間の感覚からいくと、毎年ほぼ同等の残業ありきの予算組みに見えてしまうんです。大体時系列でずっと各年度見ていくと、改善しようとする姿勢というのが数字見る限りは見えないかなと、見方が悪いのかもしれないんですが、伺えないので、質問に至りました。

それで、1つ目の質問としましては、昨年9月決算審査以降、今進行中で走っておりますけれども、何かそれに対する抑制、改善の取組はされたのでしょうかというのが質問の一つです。当然、その取組自体がこれから審議する平成31年度の予算に反映されていると信じているんですけども、そここのところを教えてくださいなと思います。

2つ目、職員数、法定人数というのがありますよね。平成25年からずっと見ていくと、平成25年が実際の正職員数が196人、平成26年が194人、平成27年が197人、平成28年が192人、平成29年と平成30年が188人、平成31年が185人と徐々に減った、部分的に増えたところもありますけれども、減少はしているわけです。でも、あくまで正職員数なんで、臨時の職員とかもろもろ入れると、そこまでは今回は出してないんで何とも言えませんが、結構人件費等がかかっているというのが現状です。そこからすると、法定人数は減っているのに、残業が多いということはおかしいんじゃないかなという疑問が1つ。

あと、人数減ってる分、個々の職員さんに無理がかかっているんじゃないかなという心配もあるわけなんです。そのあたりの疑問に対して町の考えを伺いたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） それでは、予算の有効活用についてお答えします。

時間外勤務手当の予算につきましては、前年度の実績をもとに当初予算で計上しており、当該年度におけるそれぞれの業務量に応じて補正予算で追加又は減額しています。

時間外勤務の縮減についてはこれまでも取り組んでおり、特に平成29年5月に時間外勤務縮減に係る基本方針を策定し、全職員に通知して、能率的な職務執行やワーク・ライフ・バランスの推進、経費削減などに取り組んでいます。それでも、業務量の年々の増加に伴いまして時間外勤務が多くなっており、また平成29年度歳入歳出決算認定における御指摘を受け、限られた時間の中で効率的に業務を処理する意識を更に向上させるよう、平成28年11月から毎週水曜日に行っているノー残業デーの徹底について再検討し、平成30年10月からは、ノー残業デーの残業については総務部長への事前報告を必須としました。

松前町職員定数条例による職員の定数は247人で、平成4年から変更していません。定

数管理の方針としましては、従前からの答弁のとおり、集中改革プランの目標となる正規職員数、220人程度を一つの基準とし、今後の事務事業量の推移や退職者、再任用職員の人数など様々な要件を勘案しながら毎年適正に定数管理計画の見直しを行うこととしています。しかしながら、予定していた採用者数が確保できていないことや再任用を希望する職員が予定より少ないこと、そして自己都合退職者が続いていることなどにより、平成31年2月現在で正規職員数は211人と、基準となる220人を下回っています。

職員に対しては、職種や職位に応じ様々な研修を実施し、資質改善や能力向上を図っており、限られた人数で最大の効果を上げるよう努めているところですが、職員数全体が減っているため、おのずと職員個々にかかる負担が増しており、それが時間外勤務の増加の一つの要因と考えています。

今後は、数年に分けて採用職員数を増やし、職員数を基準に近づけるよう配慮するとともに、業務の簡素化やアウトソーシングの導入などにより職員の負担軽減を図るよう、引き続き検討を重ねたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 減らす努力はされてるということですよ。それで、平成29年5月、基本方針などを決められて、全職員に通知してるということなんですけれども。例えば減らしましょうと、声かけは確かによろしいことだと思います。声かけが具体的に、これ感覚的に、人間って感覚的にみんな、私もそうですけども、判断していることが多いんですけれども、客観的に例えばそれを減らす目標値があって、こんな取組をしてるとかというのはあるんでしょうか。そこはいかがですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 先ほど言いましたノー残業デーが毎週水曜日になっております。毎月60時間を超える職員につきましては、所属長が次の月に面談をしまして、何でもこんなに時間外が多いのかとかというような相談をしまして、その改善を努めております。基本的に月45時間ぐらいを目安には面談の対象にはなりますが、60時間を超える職員については各所属長が面談して対応するようなことになっております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 例えば所属長と当該の職員さんが面談すると。その面談の結果、原因、なぜ増えているのかある程度はつきり見えると思うんですけども、その後どう改善したかとか、数字で何か把握したりしているのはあるんでしょうか。面談して何が悪いのか、よくどこの会社でもやりますけれども、その後改善できるかどうかというところが一番の課題になりますので、そこのあたりの詰めというのはどんなものでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 面談した後、今和田課長が言いましたように、どうしてもその月の時間外が多かったのかという要因が分かれば、その要因の解消に向けて取り組んでおります。

また、先ほども答弁にありましたように、ノー残業デーを毎週設けておりますが、ノー残業デーのときには、原則10月からは自分の意思による残業は原則禁止にしておりまして、住民の方が参加してどうしても水曜日でないといかないような会議、あとは閉庁間際に来られた住民の方の転入、戸籍の届け出等の住民対応、今でしたら申告、平成30年度でしたら愛媛県知事選挙というような、やむを得ずしないといけないような残業を水曜日のみにするように指導しながら、各部長も5時半には回りますし、私も5時40分に時間外勤務命令簿の出てる職員以外が残ってないかは確認しながら帰っておりますので、そういうことで対応しております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 現状、どんな組織でも今部長がおっしゃったようなことはあることなので、内容は分かりますけれども。そういったことをどうかするかというのが人事管理の一言に集約されるわけですよ。状況は今の御答弁で大体分かりましたので。

ただ、今回は、時間外勤務手当だけに関して質問しているわけですがけれども、実際、職員給与、人事院勧告などで0.05%アップ、県の人事院勧告もあったのでということで上がってますけれども、民間というか町民の方々、どちらかというところと経営者の方、町内で会社を経営されてる方々から結構いろんな御意見いただくんです。というのが、予算書見ますと、給与という給料というのがありますよね。給料というのが民間的にいうと基本給といますか、基本給プラス昇給分とか役職分とかで、あと給与というのが諸手当を含んでいるものということで、民間でいうと総支給の方が大体基本給の1.4倍ぐらいなんですけれども、町職員というのが2.2倍ぐらい、それ概算ですけれども。それにプラス、今度は共済費というのが、もらう給料とは別にかかるので、結構公務員というのはいいなとやらやましがるわけなんです。

そうなったときに、町長がいろんなところで8億円しか自由になるお金がないということをおっしゃってるところを鑑みますと、仕方がない残業はこれは仕方がないと。私も何も町の職員の給与が高くて下げろとかと言っているわけではないです。自治体の職員の給与が下がると民間も当然下がってしまうので、そういうことを言いたいわけではないということを申し上げておきますが。そういう目線で見られているので、削減できるところはきちんと削減努力はしてますよという提示が欲しいわけなんです。そこで今回こういうことも伺っているわけなので、そこは御理解いただきたいなと思います。

質問させていただきたいんですが、例えば人件費、先ほど述べました給与プラス諸手当プラス共済費とか人件費トータルの推移というのはどのように把握して、それを下げよう

とかという形で何か施策とかはあるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 人件費につきましてですが、人事院勧告が民間とかいろいろ全国的なものの給料などを判断して出しておりますので、人事院勧告に沿って公務員についてはそれを準用しているということになりますので、人件費給与的なもので下げるというのはなかなか難しいというふうに思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） おっしゃるとおりですよ。別に私はそういったものを下げろとかと言っているわけではなくて、例えば時間外とかだったら何とかやったらできるかなという可能性があるものじゃないですか。そういうところを今話しているわけで、全体としてはどうなのかなということは何っただけです。

結局、人件費に関しては、あと一般的によく隠れた負債と言われる退職引当金などの問題もありますし、財政難とおっしゃる中、本当に払えるのかどうかと非常に心配があるわけなんです。予算書になかなか見えないところでもありますので。一つ攻めているように聞こえるかもしれませんが、議会としても、これまで定例会で人件費に関しては一つも議論してきてないという反省もありますので、ここは理事者と議会、私たちお互いに姿勢というのを正していく必要があるのではないかなと思いますので、予算委員会も今後ありますので、そのあたりはきっちりと町民の方の納得がいくように議論をお互いに進めていきたいなと思います。

この質問は以上で終わります。

それでは、最後の質問に参ります。

人材の有効活用についてで1番として人材育成について伺います。

一般的に、財政難、これは民間でも自治体でも一緒だと思うんですけども、財政難という場合は職員の多能工化を図る。多能工というのは1人で何役もできるスキル、いろんなスキルを持つ必要があるということです。すなわち個々人のスキルを向上させることで対応するということがお金がないというときは一般的なことであります。そこで、先ほど給与などの問題でもありましたけれども、人材を生かすためのK P I、K P Iは日頃皆さんも使っている指標ですので、基準、客観的な基準というものは設けられているんでしょうかというのが、1つ目の質問です。

2つ目、それを踏まえて、具体的に個々の職員の業務遂行能力を上げるためにどんな取組をしているのでしょうか。この2つの質問です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、職員の人材育成についてお答えします。

本町では、平成29年度から5年間を期間とする松前町人材育成基本方針により、職員の人材育成を行っております。方針では、目指す職員像、職員として求める能力、研修の具体的方策等を定めており、その中で人材育成のツールの一つとして人事評価制度を設けております。この人事評価制度では、所属長と職員が、毎年度初めに面談を通して組織目標と個人目標を明確化して共有し、途中経過を確認しながら最終的な達成度を評価し、これをもとに人事評価を行うこととしています。面談を通じて仕事の進め方や考え方について適宜指導を行い、職員の能力の向上を図っており、面談を通じて目標を明確化したものがいわゆる人材育成におけるKPIに当たると考えています。

また、方針では、職員の能力向上のために2つの基本方策を定め、それに沿って人材育成に取り組んでいます。1つ目は、職員研修の充実と多様化であり、日常業務を通じて研修を行うOJTのほか、それぞれの職種や職位に応じた研修を実施しています。2つ目は、適正な人事管理であり、職員個々の能力を引き出し、努力する姿勢やそれが結実した結果に報いる組織体制づくりに努め、職員のモチベーションの向上を図っています。

今後も、職員の能力向上による組織力の向上を目指して積極的に人材育成に取り組みます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 再質問させていただきます。先ほどの人材の有効活用というのは、先ほどの人件費の抑制などということと密接に関係することとなります。職員を減らすとかという目的は、方針として個々のスキルを上げて、仕事量を多くこなせるようになる。少数精鋭化をつくるといいますか、一言で言うと。加えて、あとは機械化するとか、いろいろ専門職の人を入れてとか、事務の効率化を図るといえることになると思います。あとは、そのほかに人員削減しているケースもありますよね。保育所を閉じるとか、あとは社協に委託するとか、給食センターを一部民営化するとか、そういう外注ということで省力化していくというところ。

これは質問なんですけど、例えば外注、委託した場合、お金が出ていきます。委託事業に対して、これ議会報告会の中で町民の方から質問があつて、議会としてはどうなってるんだと、十分チェックができてないというような回答でお叱りも受けたことなんですけれども。例えばそういった委託とかに関して、先ほど副町長おっしゃったそういった教育育成の中で、どういう目線で経費に関してチェックするとかというような、そういったスキルとかというのはあるのでしょうか。どういう形でスキルアップさせてるのか、そのあたりお伺いできればと思います。

○議長（八束 正） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開



○議長（八束 正） 再開します。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 例えば職員さんのスキルの中では、当然ながら人件費を削減して費用をかけないために委託するとか、外注するとかというのは、これ一般的にある話で、それ自体が悪いと言っているわけではないんです。ただ、そういうときに、それが本当に適正がどうかとかというのをきっちりチェックするスキルというのが必要かと思うんですけども、そういうスキルアップはどういうふうになってるのかなというところで伺っているところですけど。よりいろいろとチェックするところが増えていくと思いますけども、現状で大丈夫なんでしょうか、それとも今後何か課題とかあるんでしょうかと、そういうところでいかがでしょう。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 町が委託する場合ですけれども、これについては、個々に必要性について検討し、委託業務を行っております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） そこはそこまでにしときましましょうか、とりあえず。

あとは、先ほどのKPIとするものはあるという回答だったんですけども、ちょうど先ほど人事院勧告でアップしたというのもありますけれども、人事院勧告の内容もよくよく見ますと、採用から人材育成まできっちりやりなさいという裏づけの部分の提示というのがありました、見ますと。そうすると、スキルアップの基準であるとか、目に見えて説明できるものというのが必要だと思えるんですけども、そういったものというのは何か見えるものというのは、町民の方に見せることができるようなものというのはあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） なかなか個人のスキルアップについて、これこれこういうことができたからスキルアップをしましたというようなことは目に見える形では出せないというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 実際、例えばいろいろと上司と職員の方がいろんなこと話されてるというんですけども、一般的によく時間を有効的に使うためだとかという本なんかよく出てますけれども、そういった方法というのを内部で、部署内でよく検討会みんなでするとか、そういう機会というのはあるんでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 先ほど、副町長の方が人事評価制度の中で組織目標と個人目標

を明確にして人事評価を行っているということで、まず最初、年度当初に目標をそれぞれ設定します。目標管理シートを私の場合、総務部長が総務部の全体的な組織目標を私が設定して、私個人の個人目標も設定します。達成時期、困難度等を年度当初にします。総務課長につきましては、総務課長が総務課の組織目標、あと総務課職員がそれぞれの個人目標を設定して、達成時期、困難度等を記載して、年の途中と、あと最終12月にそれぞれ目標が達成できたかどうか、達成できなかった場合はどういうことがあったかとか、達成した要因等も職員と所属長が協議して、来年度に生かしていくような、そういうふうな体制づくりはしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 個人と所属長の話というのは、先ほどから伺ってますけれども。所属部署内で職員何人かいると思いますけれども、その中でも話しているということですよ。そこを伺ったわけなんですけれども、そこはどうなんですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 今言われましたとおりなんで、個々で目標をつくっております。それと係内でも係の目標をつくります。係の目標が課の目標となりまして、各課ごとも目標があると。それをあわせて部でも共有するというような形で、それで面談した目標、個人の目標が達成しとるか、係の目標が達成しとるか、それから課での目標が達成できてるかというようなことで評価にもつながってくるというような形になります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今の説明である程度分かりましたけれども、私が聞かんとするところは、それぞれ個人とか係で当然ながら課題があるわけですよ。その課題をどう解決するかということ、所属長と各担当というのは当然把握しているとは思いますが、組織で動いているわけなんで、それぞれがそれぞれの課題を共有した上で、どうやったら仕事の流れなんかも当然ありますので、個人だけで解決できることは組織上ないはずなんです。ですから、そこのあたりを、例えば全員で、ある課があったとするじゃないですか、その中でこういったテーマがあるということで研修なんかでよくやりますけれども、出した上でそれを解決する手だてというのをお互い提案したりとか考えて、更に高いところでやっていますかと、そういうことなんです。説明、質問、分かりにくかったかもしれませんが、そこのあたり踏まえて、課長、もう一回お願いできますか。同じですかね。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） いろんな業務が役場の中にはあります。その中で個人が担当している業務、係で担当する業務、課全体で担当しなければならない業務、様々あると思います。その中で、特に毎年継続的に定例的に行われているような業務の中でも人事異動などによって専門的な知識をみんなでも共有しなければならない、そういうようなものについて

はそれぞれ担当課の方で説明会なり、そういう形で会を開いて共有するようにしております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 答弁ありがとうございます。内容は分かりましたけれども、実際、松前町は職員さんからの提案などが少ないと聞きます。課内ではあるのかもしれませんが、外にはそういうふうに見えています。実際、自らこうしようと思ったものでないと、なかなか人間、これ私もそうですけれども、できるものではないので、きっちりと提案がいっぱい出てくるような形でのマネジメントというのを町民の方々も期待していると思いますし、私も期待しております。ということで質問を終わります。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

1時10分まで休憩をいたします。

午後0時0分 休憩

午後1時8分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 9番加藤博徳が一般質問をさせていただきます。

まず初めに、指定管理者の指定延長について、1年契約についてを質問させていただきます。

松前町総合福祉センターに係る指定管理者の指定延長について、平成18年に指定管理が始まり、3年から5年の指定期間延長をはかり、今年度の平成31年3月31日をもって契約が終了します。終了することは5年前から分かっていますし、築20年経過していることから全体の設備の老朽化による検討が必要なのは、松前町公共施設等総合管理計画の中で確認済みだと思うんですが、今回契約が遅れていることと検討延長とは別の問題であると思っております。もう少し詳細説明、内容の説明がないと判断できないと思います。現在、特殊なということで随意契約となっており、どのような不都合か分かりませんが、少しでも儉約するためには、内容の明確化、競争入札、公募の考えがあれば、今の提出は理解できません。

また、期限が3月31日までにということは押し切りの状態だと思いますが、このような上程の在り方は、もし日程が遅れた場合には町民の方に不便をおかけするような状態になり、議会が否決できない状態ではありませんか。議会改革の中で毎月協議会が実施されていますが、少なくともその中での説明はなかったと思います。契約更新等が必要との認識は、いつ承知いたしましたか。

2つ目に、今までの契約が随意契約であったが、公平性からも入札公募等を導入する検討をするのであれば、なおさら早期の検討並びに議会議決が必要と思いますが、議会議決は要らないのですか。まず、この2点からお聞きしていきます。よろしく。

詳細資料等についての提出をお願いしておったのですが出てなかったのですが、この場で説明できるのであれば説明していただきたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 福祉センターの指定管理者の指定延長についてお答えします。

松前町総合福祉センターは、平成18年度から松前町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、平成21年度と平成26年度に更新を行い、現在の指定管理期間は本年3月31日をもって満了します。

福祉センターの指定管理者の選定に当たっては、松前町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例第5条第1項第1号により、施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認められるときは公募によらない候補者の選定ができると定められています。福祉センターは、在宅福祉その他の福祉サービスを実施し、住民の社会福祉の増進を図るため地域福祉活動の拠点として設置することが設置目的となっていることから、公募を行わず、松前町社会福祉協議会と随意契約により指定管理を行ってまいりました。

現在の指定管理期間が今年度末をもって終了となるため、昨年9月頃より前回と同様の5年間の更新を予定し、準備してまいりました。その後、理事者との協議を行う中で、建設当初には存在しなかった役場の執務室部分と事業所部分の管理方法が不明瞭であるため管理の在り方について見直しが必要との意見があり、再検討するよう指示がありました。

再検討の際、指定管理部分の範囲や管理方法のほか、今後必要となる設備の改修負担等についての課題の整理が必要であり、契約終了の3月末までに解決することが困難なことから、従前同様の5年間更新の契約ではなく、1年間の契約延長とし、その期間中に委託内容について検討することといたしました。

今後、関係各課や社会福祉協議会と協議を行い、福祉センターの管理方法についての在り方や契約方法を検討し、その内容については、議会へ報告していきたいと考えています。

なお、社会福祉協議会による指定管理についてですが、平成18年と平成21年、平成26年の議会の議事録では、いずれも在宅福祉とその他福祉サービスの実施及び住民の社会福祉の推進を図る地域福祉活動の拠点として福祉センターを管理していくに当たり、社会福祉協議会が指定管理者として妥当と判断され、可決されております。

以上で答弁を終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ここでの私の質問は、契約更新等が必要との認識をいつしかということだったろうと思うんですが、今、9月頃に認識しとったということによろしいんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 従来の更新に伴って作業を始めたのが9月でありまして、執務室等、こういったところについて再指示があったというのは、9月ではなく、年明けの1月頃であったと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、この更新に当たっての立ち上がりが遅かったというふうなことでよろしいんですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 理事者協議の時期が遅かったとは認識はしておりますけども、9月から着手したのは5年更新、前回の時期と同様の時期であったと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それであれば、12月にその一報を教えていただければ、もう少し私どもも、私の方もその内容がよく理解できたんじゃないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 検討の再指示があったときに、これでいくかどうかというところについて理事者との協議の期間を要しますので、まずは1月の理事者協議の後、もう一度整理して、これじゃいかんだろうということになったのはもう少し後になりますので、議会に報告する時期を逸したというふうには思っておりますけれども、本来であればもう少し早目に議会の方に報告をしておけばよかったかなと今は思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 分かりました。そのあたりの議事録とか説明できる資料があれば後でそしたらいただけますか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 理事者協議については資料としてはまとめておりませんので、後でお渡しするというのは困難ではなかろうかと思っておりますけども、記録等もしあれば、また委員会の方でお渡しすると思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議会報告会、意見交換会の中でも、そういうふうな住民の方からのお話もあったりしますので、できるだけそういう情報があれば事前に教えていただきたいというふうに思います。

2項目に移ります。

残業についてをお尋ねします。

残業時間の短縮、すなわち残業の話は先ほど金澤議員からるるたくさんのお話が出たと思います。その中で、ダブるかも分かりませんが、過去の残業時間と残業費の推移は、それからその原因は、3番目に職員数が減少しているが今後の考えは、4、外部委託金額が増加しているがどのようにするのか、以上についてお尋ねをいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 残業についてお答えします。

一般会計における過去3年間の時間外勤務の時間数と手当支給額は、平成27年度は2万2,000時間で5,200万円、平成28年度は2万9,000時間で6,300万円、平成29年度は3万時間で6,400万円と毎年増加しています。

平成28年度及び平成29年度に増加した要因としては、まずえひめ国体の準備と執行が上げられます。国体の実施に当たって国体担当部署に職員を配置するため、各部署の職員を減少させたことから、職員が減少した各部署の負担が例年以上に大きくなりました。そのほか、年々増加する事務事業への対応と職員数の減少が関係して、全体の時間外勤務が増加したと考えています。

職員数については、金澤議員に答弁したとおり、今後基準である集中改革プランの正規職員数220人に近づけるため、数年に分けて計画的に採用職員数を増やしていきたいと考えています。

なお、限られた職員数で増え続ける事務事業に適切に対応するためには、専門的な知識や高度な技術、煩雑な処理などを必要とする事務事業については、外部委託が有効であると考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） はい、分かりました。残業時間がそういうふうな中で、先ほど金澤議員のお話の質問の中で、法定で247名で現在211名と言われたんですかね。そうすると、36名も少ない中で行っているから残業が多いと、こういう解釈なんですか。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） そういうことにはなりません。残業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ策を練って残業を減らすようにはしておりますが、集中改革

プランでは220人が適当であるという数字となっておりますので、現在の職員数ではどうしても個々に負担がかかって残業が増えているということにはなりません。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうしますと、先月の私の一般質問の中で経常収支比率が90%を超えてるといふようなことで、従来ですと75%が適当であるというのが昭和40年代の話でありますということであるんですが、法定よりも36名少ない中で経常収支比率が高くなっているということに関しては、人件費以外の附帯的な金額が増えてきてそういうふうな数字的なものになっているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 通告書になかったからということで、今のは結構です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それでは、外部委託金額が増加しているということでありますが、今後これをどのようにしようとしているのでしょうか。今、合計しますと11億円ぐらいあるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 外部委託につきましては、近年の専門的な知識、それから高度な技術、煩雑な処理などがありますので、どうしてもそういった必要な事務事業につきましては外部委託が有効と考えております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、この外部委託金額というのは、どんどんこれから増えてくる可能性があるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 今後、事業の内容を精査して外部委託するべきものは外部委託をしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 分かりました。

それでは、3項目の文書管理についてお尋ねをします。

今、私が予算書、決算書の将来データ化が必要だろうと思いますのでデータ化についての取組を行っているわけなんですけれども、その中で予算書、決算書をエクセルに入れているわけなんですけど、その中でいろいろ不都合が生じておりますので、一般質問をさせていただきたいと思います。

例えば、1番目の年度予算書で子ども医療費の項目が平成29年度は3款2項6目であったのが、平成30年度では3款2項3目が変わっており、データ集計上やっていますと横並びでデータ管理ができなくなっているという問題が生じてます。なぜならば、横にデ

ータを並べてまして、それを更にデータ整理するために下の方へ同じ類系のものを足していくわけなんですけれども、それをやりますともうデータが6目であったものが3項に変わってたりすると、もうデータ集計ができなくなってしまうんですけれども、そのあたりを今後どういうふうにするのかお答えください。

ほかにも数か所あるんですが、例えば選挙管理費にしても、ある年とない年ではそれぞれ予算書が変わっているんですが、その都度予算書を変えるためのシステム変更をしているのかどうか。

3番目に、変更は誰が行って、変更決裁に係る手順があるのか、また費用の発生はどうなっとんかお答えをください。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 予算科目の変更についてお答えします。

平成30年度当初予算において、予算科目の子ども医療費を3款民生費、2項児童福祉費の6目から3目に変更したのは、3目の母子福祉費を廃止したため、本来なら以下の目を繰り上げるところですが、4目がひとり親家庭医療給付費で同じ医療費に係るものであったことから、廃止された3目に子ども医療費を配置したものです。

予算書には前年度の予算額を記載しているため、目を移動しても、年度間のデータ比較は可能と考えています。

予算科目の変更については、予算編成過程において調整の上、予算案を作成し、町長の決裁後、議会に提出しています。

なお、変更に係る費用は、発生いたしません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすると、実際にデータ上で処理するソフトというか、そういうふうなんは変更しないということですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 既存のシステムで対応できております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） はい、分かりました。要するに、母子福祉費がなくなったからそこへ子ども医療費を入れたと、こういうことですか。

○議長（八束 正） 合田財政部長。

○財政課長（合田光隆） はい、そのとおりです。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。



○9番（加藤博徳議員） そうすると、そういうふうな文書管理、今いろいろ問題になっていますが、そういうふうなことを変えるということについての文書管理的な記録は残っているのでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 文書管理といいますか、結局、目の編成方針になりますので、これは結局先ほど述べましたように、予算編成過程において目を今回説明いたしましたように、4目めがひとり親家庭の医療給付費ということで同じ医療給付費を固める方が確認しやすいということで、そういう形をとらせていただきました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そうすれば、3目に変えるという議事録は残してないということではないですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 議事録としては予算編成の結果という形で残っておるだけです。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 書類として残してないということですね。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 書類としては予算書の方で残っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） それは分かっているんですが、3目を6目に変えましたというふうなことの記録は残っていないんですかという意味なんですが。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 記録してはありませぬし、目を廃止した場合は、予算書の方に廃目という形で記載はされているはずですよ。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） はい、分かりました。

4番目の項目に移ります。

毎年3月になりますと、恒例の提案制度というふうなことでの御質問をさせていただくわけですが、提案による改善について、昨年度と今年1月までの庁内の提案件数とそれに対する効果と今後の方針、取組についてお聞かせください。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 本町の職員提案制度についてお答えいたします。

本町では、松前町職員の提案と明日のライフタウンプロジェクトの2つの提案制度を設けています。

松前町職員の提案は、個人または共同で提案し、斬新な政策の実現や事務改善を行うことにより、住民サービスの向上及び事務事業の効率化を図ることを目的としています。また、明日のライフタウンプロジェクトでは、職員が自由なアイデアをもとに、新たな施策を企画立案することにより、職員の政策立案力、問題に対する共感力及び情報発信力の向上を図ることを目的とし、部や課を横断したメンバーでグループを構成して一定期間の研究を経た後、提案できる仕組みとなっています。

平成29年度は、2つの提案制度のいずれも提案はありませんでした。平成30年度は、松前町職員の提案では、松前町活性化のための観光・イベントアプリの開発についてという提案が1件ありました。明日のライフタウンプロジェクトでは、2グループ、合計15名が参加し、健康ウォーキング・ジョギングと行政情報発信力強化の2件のテーマについて研究しています。

今後は、松前町職員の提案の1件については、今年度内に松前町職員提案審査委員会を開催し、提案内容の採否を決定します。明日のライフタウンプロジェクトの2件のテーマについては、それぞれのグループが平成31年秋頃まで研究を行った後、成果発表会で提案を行い、採否を決定する予定となっています。それぞれ採用された提案については、担当課において事業を実施した後に効果等について検証していきます。

職員の提案制度については、提案制度を活性化するため、期限を設けず、年間を通じて募集するなど、より発案しやすい制度としているほか、積極的に参加し、提案を行った職員に対しては人事評価に加算するなどの制度としています。今後も、職員提案制度を通じた職員の意識改革や人材育成により、事務事業の効率化や住民サービスの向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 是非とも提案の活性化を取り組んでいただきたいと思います。

次に、5項目、町営住宅管理条例改正について御質問いたします。

まず初めに、経過及び改正の必要性についてお尋ねをします。

平成25年に改正したときになぜ出さなかったのかというふうなことを感じます。そのあたり、必要性についてお答えください。

2つ目に、この改正は弱者に対して意地悪的なことにはなっておりませんかということです。入居条件が厳しくなるに従いまして、そういうふうにとられるようなことはないでしょうか。

それと、3つ目に、どなたの起案でこういうふうな形で進めていこうと今回されたのか

お答えください。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、私の方から町営住宅管理条例改正についてお答えします。

改良住宅は一定地区の環境の整備改善を図る目的でその地区に居住する方を入居させるために建築された住宅ですが、入居された方の退去等により空家となった場合には、改良住宅を町営住宅とみなし一般の低額所得者の方も入居できることになっております。

改良住宅を町営住宅とみなして一般の方を入居させる場合の収入基準額は、住宅地区改良法施行令に規定する金額以下で条例で定める金額とされており、平成24年度までは、松前町改良住宅管理条例にこの収入基準額として住宅地区改良法施行令に規定する金額どおりの額を定めていました。

ところが、平成25年度に松前町改良住宅管理条例と松前町営住宅管理条例とを一本化した松前町町営住宅管理条例を制定した際に、誤ってこの収入基準額を住宅地区改良法施行令に規定する金額よりも高い公営住宅の収入基準額と同額に定めていることにこのたび気づいたため、この是正を図るものでございます。

なお、条例改正については担当者が起案し、松前町事務決裁規程に基づき適正に処理しております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） はい、分かりました。

以上で加藤の質問終わります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後1時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑



3月14日（第3号）

平成31年松前町議会第1回定例会会議録

平成31年3月14日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 住田 英次  | 2番 田中 周作   | 3番 金澤 浩   |
| 4番 影岡 俊範  | 5番 稲田 輝宏   | 6番 城村 トキ子 |
| 7番 村井 慶太郎 | 8番 藤岡 緑    | 9番 加藤 博徳  |
| 10番 八束 正  | 11番 岡井 馨一郎 | 12番 早瀬 武臣 |
| 13番 三好 勝利 | 14番 伊賀上 明治 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|                |       |
|----------------|-------|
| 町 長            | 岡本 靖  |
| 副町長            | 升田 年紀 |
| 教育長            | 本馬 毅  |
| 総務部長           | 徳居 芳之 |
| 保健福祉部長         | 大政 哲志 |
| 産業建設部長         | 松岡 謙三 |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 仲島 昌二 |
| 総務課長           | 和田 欣也 |
| 財政課長           | 合田 光隆 |
| 財政課技監          | 近藤 俊彦 |
| 税務課長           | 早瀬 晴美 |
| 福祉課長           | 楠田 匡志 |

|         |      |
|---------|------|
| 町民課長    | 重松修平 |
| 保険課長    | 小池良治 |
| 健康課長    | 大川康久 |
| まちづくり課長 | 黒田泰弘 |
| 産業課長    | 横山眞史 |
| 上下水道課長  | 仙波晴樹 |
| 会計課長    | 山田運  |
| 学校教育課長  | 米澤浩樹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 塩梅淳  |
| 議会事務局書記 | 徳本敏子 |



平成31年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.3

|       |                                                                           |          |       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|----------|-------|
|       | 平成31年3月14日(木)                                                             | 午前10時30分 | 開議    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                |          |       |
| 日程第2  | 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例                                         |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第3  | 議案第3号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例                                               |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第4  | 議案第4号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第5  | 議案第5号 松前町児童館の指定管理者の指定について                                                 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第6  | 議案第6号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長について                                       |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第7  | 議案第7号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第6号)                                              |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第8  | 議案第8号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)                                        |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第9  | 議案第9号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)                                          |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第10号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)                                      |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第11号 平成31年度松前町一般会計予算                                                    |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第12号 平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算                                              |          |       |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                                               | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第13号 平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算                                             |          |       |

|       |             |                        |    |    |
|-------|-------------|------------------------|----|----|
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第14号      | 平成31年度松前町介護保険特別会計予算    |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第15 | 議案第15号      | 平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算 |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第16 | 議案第16号      | 平成31年度松前町水道事業会計予算      |    |    |
| 上程    | 委員長報告（予算決算） | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第17 | 議案第17号      | 松前町監査委員の選任について         |    |    |
| 上程    | 提案理由説明      | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第18 | 議案第18号      | 松前町教育委員会委員の任命について      |    |    |
| 上程    | 提案理由説明      | 質疑                     | 討論 | 採決 |
| 日程第19 | 議案第19号      | 平成31年度松前町一般会計補正予算（第1号） |    |    |
| 上程    | 提案理由説明      | 質疑                     | 討論 | 採決 |
|       | 閉 議         |                        |    |    |
|       | 町長挨拶        |                        |    |    |
|       | 閉 会         |                        |    |    |

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

9番加藤博徳議員、11番岡井馨一郎議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長（八束 正） 日程第2、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る2月26日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、長時間労働の是正のための人事院規則の改正に鑑み、時間外勤務の上限を設けることとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、平成30年8月に人事院から出された公務員人事管理に関する報告の中には国民の信頼回復に向けた取組、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境の整備等の3つのポイントがある、今回の時間外勤務の上限変更は働き方改革と勤務環境の整備等に関しての対応だが他の2つのポイントについての対応はどうかとの質疑に対し、一般質問で答弁したように改革プランの220人に向けて人材確保を図るほか、人事評価、職員研修等の実施により人材育成に努めていく、今後も報告の趣旨を踏まえて対応していくとの答弁がありました。

また、規則で定める予定の内容として国の例が示されているが町の具体的な内容が示されていないのはなぜか、また時間外勤務命令の上限時間を松前町の実態に即した時間設定にしないのはなぜかとの質疑に対し、想定される業務として国政選挙や会計検査などが挙げられるが具体的な事務内容は現在検討中のためである、時間に関しては人事院規則を準用している、まずは国が示す時間で運用しながら今後本町の実態を見ていきたいとの答弁がありました。

また、時間外勤務について質疑があり、所属長が必要な確認をした上で承認している、

月60時間を超過している職員に対しては所属長によって面談で進捗状況、健康状態等を確認している、また会計検査における資料づくり、台風などの災害対応等でこれまでも月100時間を超えた職員がいたとの答弁がありました。

委員からは、基準となる時間を決め、それを超過する職員については産業医との面談を考慮してほしい、事後的な検証の実施について早目にフォーマットをまとめ、その後のフォローもお願いしたいとの要望がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第3号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第3、議案第3号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る2月26日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、認知症である者、知的障がい者、精神障がい者等であって、収入の申告等を行うことが困難な事情にある者に対する町営住宅の家賃の額の決定方法に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の施行日は平成29年7

月26日であるが法改正されたときの条例改正の仕組みはどうなっているのかとの質疑に対し、他の市町と連携を図り情報収集をしながら行っている、また総務課から法改正情報を得て実施しているとの答弁がありました。

委員からは、条例改正が遅れることのないようにタイムラグは是正し、実施してほしいとの意見がありました。

次に、改良住宅収入基準額の改正について質疑があり、入居する際の収入要件の中に収入基準があり、その収入基準が誤っていたため変更するものである、法令の規定より収入基準が高い入居者が2世帯あったが、改正前の条例で入居しており、現在の収入超過もないため問題はないと考えるとの答弁がありました。

また、承継の収入基準額を一般11万4,000円、障がい者等13万9,000円から、31万3,000円に広げようとする理由は何かとの質疑に対し、愛媛県をはじめ近隣自治体は収入基準額が31万3,000円であり、同額としたものである、収入の基準額は月額で所得から控除額を引いたものを12で割ったものであるとの答弁がありました。

また、町営住宅の入居条件が厳しくなると入居できないとの声もあるが、収入基準額の金額設定の根拠は何かとの質疑に対し、住宅地区改良法施行令で金額が規定されている、条例改正の結果として収入基準額が下がることになるが適正であると考えている、今回は町営住宅でなく改良住宅に関するものである、一定地区の方を対象に整備されたものでそこに一般の方が入居する場合は厳しくなることについて御理解をいただきたいとの答弁がありました。

委員からは、入居基準を随時見直す自治体も多い、今後消費税が10%になるなど経済状況を考慮し、福祉的側面からも今後検討をお願いしたいとの要望がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されまし

た。

~~~~~

**日程第4 議案第4号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第4、議案第4号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る2月26日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、水道法施行令の一部が改正され、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令により水道法施行規則の一部が改正されることに伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関し、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、今回の改正による水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の配置の対象は、業者、行政のどちららに対してかとの質疑に対し、行政に対してのものであるとの答弁がありました。

また、学校教育法の改正はどのように改正されたのかとの質疑に対し、学校教育法の所管は文部科学省であるため詳細が届いておらず、分かりかねる、水道法で学校教育法を引用しており、専門職大学ができたため新たに追加をするために改正するものであるとの答弁がありました。

更に、専門職大学は全国にどのくらいあるのかとの質疑に対しては、こちらも所管は文部科学省であり、文部科学省のホームページには平成31年開学予定が1校、翌年開学予定は15校と掲載されているとの答弁がありました。

また、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者は国家資格かとの質疑に対し、あくまでも資格要件であり、国家資格ではない、町としては配置する必要のある資格者で水道法で規定されているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第4号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 松前町児童館の指定管理者の指定について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第5、議案第5号松前町児童館の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る2月26日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、松前町児童館の指定管理者を松前町社会福祉協議会として、指定期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日とすることについて、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、児童館施設の改修期間の対応について質疑があり、集会所等の施設で実施する移動児童館を充実させることでカバーするとの答弁がありました。

また、松前町公の施設指定管理者応募団体等評価委員会の委員の選任と審議の内容について質疑があり、今回選任した評価委員会委員は子ども・子育て委員、岡田校区の住民代表者、北伊予校区と松前校区の児童館利用の代表者、民生児童委員の5人である、評価委員会において運営に関する細かい指摘はなかったが、児童館利用者からは、児童館の認知度が低く、利用者が限られている、施設改修をきっかけに児童館の活動内容を更に充実させ、また町内で十分周知する必要があるとの指摘があったため、指摘内容を社会福祉協議会に伝え運営に反映するとの回答をもらっているとの答弁がありました。

議員からは、現在の児童館の運営方法が時代に合っているかを注視し、今後の指定管理についてこれからの5年間で検討してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第5号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第6号 松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第6、議案第6号松前町総合福祉センターの指定管理者の指定期間の延長についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 去る2月26日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、指定管理となっている松前町総合福祉センターの施設管理の在り方を検討することから、指定期間を1年間延長するため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、延長期間で十分な検討は可能かとの質疑があり、1年間で整理できる見通しであるとの答弁がありました。

検討内容に関する質疑があり、社会福祉協議会が実施する地域福祉事業と介護事業の内容を整理し、事業者が負担すべき経費等について見直す、また設備の軽微な改修については委託の範囲内で対応してもらっているが、総合福祉センターは建築から20年が経過し、大規模改修が必要となっている、町の所有物であるが社会福祉協議会が事業で使用する部



分もある、委託時の仕様書では費用負担の割合については協議して決定することとしているため、あわせて検討する、筒井の里など社会福祉協議会が独自に運営している事業については施設管理とは無関係であるとの答弁がありました。

指定期間は限られているため事前に協議ができたのではないかとの質疑があり、担当者間で議論があり、理事者協議までに時間がかかった、また担当者間では町民が利用する施設であるため引き続き社会福祉協議会を指定管理者として更新する方向で準備していたが、理事者協議の中で指定管理部分の線引きについて指摘があり、見直しを実施するため、指定期間を延長して検討することとなったとの答弁がありました。

福祉施設の運営方法に関する質疑があり、全国的には公募によらない選定により指定管理で実施するケースが多いが、公募による選定や直営で実施する場合もあり、各自治体の判断に委ねられているとの答弁がありました。

委員からは、社会福祉協議会には町民も会費を支払っている点を考慮してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第6号について質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今、委員長報告の中で社会福祉協議会に町民が何か会費を払うとると言うんやけど、それは何の会費ですかね。

○議長（八束 正） 委員長に答弁を求めます。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 社会福祉協議会から500円会費納めている、その会費だと思うんですが。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） その500円は何の会費ですか。

○議長（八束 正） 委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 社協から毎年町民の皆さんに納めてると思うんですけど、500円。

（7番村井慶太郎議員「同じ質問になるけど、何の会費」の声あり）

○議長（八束 正） 委員の人で分かる人おられますか。

（7番村井慶太郎議員「委員長に質問やろ。委員長に質問です。委員長に対しての質問ですから」の声あり）

委員長。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 年会費500円、町民の皆さんが納めているんじゃないでしょうか。

（7番村井慶太郎議員「年会費ですか、それは」の声あり）

1年間の。

（7番村井慶太郎議員「年会費ですか。何の会費を納めとんですか」の声あり）

○議長（八束 正） 暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

委員長。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） 年会費と思います。

○議長（八束 正） もう3回しましたので、これで。

（7番村井慶太郎議員「2回よ。2回よ。ここで3回目よ」の声あり）

3回ですか、今。

（7番村井慶太郎議員「これで3回目ですが」の声あり）

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 年会費というんは、強制でそしたら町民全員が払うととうことですか。

○議長（八束 正） 委員長。

○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員） そこまでは、私は分かっておりません、全員ということは。

○議長（八束 正） ほかにはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 7 議案第 7号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第6号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第 8号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 議案第 9号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第10号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第7、議案第7号平成30年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第8、議案第8号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第9、議案第9号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第10、議案第10号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る2月26日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第7号から議案第10号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第7号平成30年度松前町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出予算に1億3,459万円を追加し、総額を109億975万3,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、町税を1億1,000万円、地方交付税を3,683万2,000円、繰越金を9,994万3,000円増額し、地方消費税交付金を5,864万7,000円、繰入金を6,218万9,000円、県支出金を313万8,000円減額するものです。

歳出予算の主なものは、民生費を1,803万1,000円、諸支出金を1億7,733万9,000円増額し、総務費を2,300万7,000円、土木費を1,247万9,000円減額するものです。

審査の過程において、総務部所管につきましては、財政調整基金積立金の法定積立分についての質疑があり、地方財政法第7条で前年度実質収支額の2分の1は積み立てなければならないと規定されている、これにより平成29年度実質収支額2億9,338万2,000円の半分、1億4,669万1,000円を積み立てるものである、積立額は前年度実質収支額の2分の1が基本であり、そのほか財政的に余裕があれば積立てに回したいと考えているとの答弁がありました。

また、現在の積立額とその額の適正について質疑があり、財政調整基金現在高は平成29年度末が7億9,009万7,000円になっている、平成30年度見込額の取崩額は1億8,000万円、積立額は1億4,684万1,000円で、平成30年度末現在高見込額は7億5,693万8,000円となっている、財政調整基金の積立額は一般的に標準財政規模の10%がめどとされて、本町の場合、標準財政規模は約65億円程度で約6億5,000円がめどとなり、その水準には達している、年度により変動はあるがこの水準は確保したいとの答弁がありました。

また、財政調整基金は借金返済のための原資となるのか、剰余金の総額は幾らかとの質疑があり、財政調整基金は借金返済のための基金ではなく、各年度で事業を行うために必要な財源が不足するときのための基金である。収入と支出の差額から翌年度に繰り越す額を差し引いたものが実質収支であり、近年では2億円後半から3億円前半の額であるとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管につきましては、事業の繰越し理由について、協議に時間を要したということが多い、これは人員不足や技術職が減ったことで対応に無理があるかのではないのか、今後改善はできるのかとの質疑に対し、時間がかからないよう取り組んでいる、しかし補助金などの交付決定が遅れ、工期に余裕がなくなり繰り越すことが多くなったものである、現体制であってもスムーズに事業が進めば問題ないと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管につきましては、岡田中学校教室扉窓改修工事について、修繕箇所の状況と工事内容についての質疑に対し、修繕箇所は校舎1階から3階までの各4教室及び多目的教室の廊下側の木製の扉と窓である、工事内容は木製からアルミサッシへ変更するものである、工事は授業に支障がないよう夏休み中に実施するとの答弁がありました。

また、小・中学校空調設備設置の繰越し金額は、5億8,154万7,000円となっているが、請負金額3億5,365万7,000円を繰越しするのが一般的ではないのかとの質疑に対し、軽微な変更があってもいけない、財政課と協議した結果、そのようになったとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管につきましては、プレミアム付商品券について質疑があり、100%国費だが、購入希望者が多過ぎた場合、上限額は設けているのかとの質疑に対し、今回の補正予算の計上は平成30年度分の事務費である、平成31年度分の事務費は当初予算に計上している、また対象者が確定していないため補助額については6月補正で計上を予定しているとの答弁がありました。

また、補正予算で計上後、繰越しをするのであれば、当初予算でもよかったのではないのかとの質疑に対しては、国から平成30年度分の事務費補助金が示され、それを活用するため、補正予算に計上したものだとの答弁がありました。

また、それぞれの対象者数について質疑があり、住民税非課税者6,500人、3歳未満の子どもが属する世帯の680人を見込んでいたとの答弁がありました。

次に、JR伊予横田駅駐輪場整備の繰越しについて、市街化調整区域のため愛媛県との協議に時間を要したとのことだが、屋根をつけるだけでの協議では不要ではないのかとの質疑に対し、現在ある駐輪場はアスファルト舗装のみで屋根が設置されていない、工事で屋根と照明を整備するものであるが、駐輪場に建築物を建てることに協議が必要となった、費用の割合は松前町10分の3、伊予市10分の7であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致、原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第8号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、一般療養給付費及び一般被保険者高額療養費の保険給付費見込みの見直しにより増額し、それに伴い県補助金が増額することと、平成29年度高額療養費共同事業負担金の返還に伴う償還金の増額が主なものです。

審査の過程において、保険給付費は昨年同時期と比較してどの程度増えたのか、またその要因は何かとの質疑に対し、医療費全体で6.5%増加している、主な要因はがんによる医療費増加であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第9号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、介護サービス、介護予防サービス及び高額介護サービスの給付などの増加による保険給付費の増額と介護予防・生活支援サービス事業の利用者増加により増額するものです。

審査の過程において、地域支援事業の財源に関して質疑があり、保険料のほか、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金と一般会計からの繰出金が財源である、健康課所管の町の持ち出し分は一般会計繰入金のうち38万8,000円であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第10号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、入札などに伴う污水管渠工事費の減少金による工事請負費の減額や、それに伴う公共下水道建設事業債の借入額が減少したことによる町債の減額が主なものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第7号から議案第10号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第7号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第8号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第9号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第11号 平成31年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第12号 平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第13号 平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第14号 平成31年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第15号 平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第16号 平成31年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第11、議案第11号平成31年度松前町一般会計予算、日程第12、議案第12号平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第13号平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第14号平成31年度松前町介護保険特別会計予算、日程第15、議案第15号平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算及び日程第16、議案第16号平成31年度松前町水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る2月26日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第11号から議案第16号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第11号平成31年度松前町一般会計予算は、総額を106億5,403万5,000円とするもので、前年度に比べ6億4,005万3,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、町税が42億7,482万9,000円、地方交付税が13億6,000万円、国庫支出金が12億3,286万3,000円、町債が10億5,300万円です。

目的別歳出予算の主なものは、総務費が12億7,999万5,000円、民生費が44億5,831万1,000円、衛生費が8億7,538万4,000円、土木費が10億885万9,000円、教育費が10億7,776万6,000円です。

審査の過程におきまして、総務部所管については防災整備事業について質疑があり、平成29年度から平成33年度まで備蓄品整備5か年計画に基づき、1万2,000個ずつ確保する、備蓄品以外の物についても検討しており、検討に当たっては防災プロジェクトチーム、住民の声を聴きながら対応したい、また平成30年度までは2年保存の飲料水を購入していたが、10年保存の飲料水に変更し、廃棄ロスを減らしたいと考えている、平成31年度からは10年保存に変更した場合、約450万円の経費削減ができる見込みであるとの答弁がありました。

次に、愛媛国際映画祭についての質疑があり、11月または12月頃実施予定だが、実行委員会から詳細がまだ発表されていない、上映内容は未定だが海外映画祭の受賞作品や愛媛ゆかりの映画になると思われる、予算案では総事業費が9,000万円のうち、松前町の負担金は今治市、宇和島市などと同額で、国費とあわせ120万円である、松前町の場合エミフルのシネマサンシャインが会場として想定される、今治市、宇和島市と同等の金額であってもエミフルに年間1,400万人の来場者数がある、松前町を訪れる方々を町内に滞在させることができるようイメージアップ戦略を実施しており、映画祭を実施することで観光、産業の振興につなげたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第9分団消防詰所新築工事について質疑があり、平成31年度中に設計委託料、平成32年度当初予算に建設費を計上予定であり、平成32年度末までには完成させたい、また今後、建築箇所は未定であるが、消防団からの要望があれば検討するとの答弁がありました。

次に、選挙公報の作成の印刷製本費と手数料について質疑があり、町議選では印刷製本費45万2,000円のうち、選挙公報印刷費が約29万2,000円、手数料52万8,000円のうち、選挙公報新聞折り込み手数料が約11万3,000円となっているとの答弁がありました。

次に、地方交付税収入は、1億1,000万円増額になっているが、最終的な調整により追加歳入はあるのか、また財政調整基金繰入金は昨年度より1億6,000万円増額になってい



るが積立てに問題はないのかとの質疑に対し、地方交付税収入については国の平成31年度地方財政計画の規模が大きくなり国から地方へ入ってくる予算が増えている、そのため各自治体への配分額が大きくなったことを考慮し推計した金額である、現時点で総額として見込まれる金額を計上している、また財政調整基金の残額は3億5,000万円程度だが、平成30年度決算による法定積立金が約1億3,000万円から1億5,000万円程度と見込まれ、平成31年度末では5億円程度まで積立てができると考えており、当面は対応できると考えているとの答弁がありました。

次に、地方消費税交付金が減となった要因は何かとの質疑に対し、平成30年度に消費税の見直し配分があり、従来本店等がある課税地への配分が多かったが、納税者である消費者人口の多いところに多く配分されるよう見直しをされた、その想定で平成30年度当初予算の積算を行う際に過度に歳入を見込んでいたため予算案との差が生じたものであるとの答弁がありました。

続いて、産業建設部所管については、商店街関係街路灯整備事業について質疑があり、現在49か所設置されているぼんぼり型単独支柱街路灯を、撤去、移設をし、LED照明へ交換するもので、設置場所は、近接する電柱へ共架するもので、箇所はほぼ変更ないとの答弁がありました。

次に、街灯の電気代について質疑があり、街灯の電気代は基本、大字の負担である、ただし町が道路整備により設置した街灯などは町が負担している、通学路の街灯設置については町が電気代を負担することとしている、また街灯の新設については大字区長からの要望があれば現地調査などを実施し、必要があれば設置しているとの答弁がありました。

次に、花いっぱい事業の補助金について質疑があり、県の補助基準に今年度は達していなかったが、平成31年度は設置されている板橋より高機能な物を設置することにより補助対象となったためであるとの答弁がありました。

次に、新規漁業就業者定着促進事業補助金について質疑があり、補助金70万円と松前町の支出を合わせ最大140万円となる、この補助金を受け取るためには講習などの受講が必須となっているとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管につきましては、学校関係の委託業務について質疑があり、委託先は入札によって決定している、小・中学校で同じ業務を行う場合はまとめて入札を行っているとの答弁がありました。

次に、松前中学校改築事業の財源について質疑があり、事業の進捗予定に合わせて平成31年度から平成33年度にかけておよそ1億8,700万円の補助金が国から交付される予定であるとの答弁がありました。

次に、給食センター一般管理費の増額について質疑があり、人件費のベースアップと燃料費などの需用費の増加によるものであるとの答弁がありました。

次に、北公民館耐震工事について質疑があり、北公民館をサークル活動などに利用されている団体には、文化センターや他の公民館など工事期間中の活動場所を案内している、利用料金は地区公民館は北公民館と同額である、文化センターは社会教育関係団体に登録することで料金が半額となる、各地区の集会所や分館の公民館などの料金は各大字分館長の判断になる、ホームページや広報なども利用し周知に努めたい、工事期間中は旧松前保育所を北公民館の事務所として使用するとの答弁がありました。

次に、補助金交付団体の活動の確認方法について質疑があり、年度当初に計画書を提出させ、年度末に実績報告書や監査報告書を確認し、判断しているとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管につきましては、保育所、認定こども園等施設整備についての質疑があり、補助金額は国の基準額に合わせて補助する、国の補助基準額が上がったため町の補助金額も上がっている、財源としては国、県の補助金の状況を勘案し、町の地域福祉基金から必要な額を取り崩して充てるとの答弁がありました。

次に、運転免許証自主返納支援事業について質疑があり、対象人数は平成25年度から平成30年度までの返納者を基に見込み人数を出している、返納者へ交付する乗車券などは電車、バスは1万円相当の券、タクシーは初乗り料金券を20枚を交付する、今後も毎年160人程度の返納者が想定されるため、警察と情報交換しながら予算計上する、事業についてはホームページや広報まさきで周知し希望者を募るとの答弁がありました。

次に、特別会計への繰出金を抑えるための施策について質疑があり、町民の健康意識を高めるため健康診断などの広報を積極的に行い、またジェネリック医薬品を利用して医療費の上昇を抑えたいとの答弁がありました。

次に、がん検診について質疑があり、総合健診で実施するがん検診のほか、20代と40代の女性へ子宮がん検診と乳がん検診のクーポンを無料配布しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第12号平成31年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を34億5,851万7,000円とするもので、前年度に比べ2億342万9,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億598万9,000円、県支出金25億3,218万4,000円、繰入金2億5,608万円、繰越金1億6,000万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費25億1,469万5,000円、国民健康保険事業費納付金8億5,483万4,000円です。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第13号平成31年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億

4,998万9,000円とするもので、前年度に比べ335万円の減となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,157万1,000円、繰入金1億1,913万2,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億657万2,000円、総務費3,373万円、保健事業費893万6,000円です。

審査におきましては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第14号平成31年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を27億8,049万4,000円、介護サービス事業勘定を906万9,000円とするものです。前年度に比べ、保険事業勘定は1億8,288万5,000円の増、介護サービス事業勘定は27万8,000円の増となっています。

審査におきましては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第15号平成31年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、総額を8億5,563万1,000円とするもので、前年度に比べ8,469万6,000円増になっています。

歳入予算の主なものは、使用料及び手数料1億1,770万8,000円、繰入金3億3,741万7,000円、町債2億9,830万円です。

歳出予算の主なものは、建設費3億7,956万4,000円、公債費3億3,999万5,000円です。

審査の過程において、平成31年度末で下水道普及率はどのぐらいになるのかとの質疑があり、認可区域では65%、町全体では31%であるとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第16号平成31年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億5,311万2,000円、収益的支出4億7,302万8,000円、資本的収入2億3,944万9,000円、資本的支出3億9,184万8,000円とするものです。

審査におきましては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第11号から議案第16号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第11号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第12号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第13号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第15号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第17号 松前町監査委員の選任について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第17、議案第17号松前町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第17号について提案理由を申し上げます。

松前町監査委員安永紀雄氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、改めて同氏を監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものです。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~

**日程第18 議案第18号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（八束 正） 日程第18、議案第18号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第18号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員坪内雅子氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、改めて同氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものです。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第18号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~

日程第19 議案第19号 平成31年度松前町一般会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第19、議案第19号平成31年度松前町一般会計補正予算第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第19号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書3ページをお開きください。

平成31年度松前町一般会計補正予算(第1号)は、既定の予算に歳入歳出それぞれ329万4,000円を追加し、総額を106億5,732万9,000円とするものです。

内容につきましては、重松町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(八束 正) 重松町民課長。

○町民課長(重松修平) それでは、追加議案第19号平成31年度松前町一般会計補正予算第1号に関する御説明をいたします。

予算書の15ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健衛生費、13節委託料に329万4,000円を計上しております。

次に、追加議案の参考資料1ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健衛生費、公共施設温暖化対策推進事業です。

この補正予算は、省エネ診断の結果、松前町総合福祉センター、松前公園体育館及び松前総合文化センターの3施設について、一般財団法人環境イノベーション情報機構の補助を受けて省エネ改修を行うこととし、この補助事業の採択を受けるため省エネ診断を行った委託業者に応募申請書類の作成を委託するため、委託料を計上するものです。

省エネ診断実施に至った経緯ですが、地球温暖化防止の国際的な動きを受けて施行された地球温暖化対策の推進に関する法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにすることとされ、都道府県及び市町村並びに地方公共団体の組合は地球温暖化対策実行計画の策定と公表が義務づけられていま

す。当町でも、平成14年度から第1次松前町地球温暖化防止対策実行計画を策定し、その後、第2次計画、そして平成29年度までを計画期間とする第3次実行計画を策定し、日常業務の中で職員一人一人が意識して省エネに取り組むソフト面による温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。

平成28年5月に、国では地方公共団体の公共施設を含む業務について2030年度に2013年度比で温室効果ガス総排出量を約40%削減することを目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されました。これを受け、平成29年度に当町の次期第4次実行計画の策定作業を行う中で、計画の目標値において温室効果ガス総排出量を約40%削減を達成するに当たっては、従来のソフト面の対応だけでは困難なため、公共施設の省エネ診断を実施し、その結果に基づいて既存の公共施設の空調、照明、エネルギーマネジメントシステムなどハード面の省エネ化が必要であるかどうか調査し、基礎資料にしたいと考えました。

公共施設の省エネ診断等に係る費用については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助事業により補助が受けられることから平成30年4月に応募したところ、7月に採択されました。

省エネ診断の結果の概要についてですが、平成30年9月補正予算にて二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助事業予算の議決をいただき、公共施設温暖化対策推進事業としてエネルギーの使用量が多く、設備の更新時期が近づいている本庁、学校給食センター、総合文化センター、体育館、総合福祉センターの5施設について、12月から管理、運転の調査、省エネ診断等を行いました。

平成31年1月中旬に資料がまとまり、その診断結果としましては、1年間の二酸化炭素排出量としまして、総合福祉センターが368トン、体育館が174トン、総合文化センターが249トン、本庁舎が413トン、学校給食センターが384トンという結果が出ました。その結果、この5施設の中でも特に松前公園体育館、松前総合文化センター、松前町総合福祉センターの3施設の空調関係、照明等を省エネ性能に優れた機器に更新することにより、温室効果ガス排出量の削減効果が高い予測が出ました。

この結果を踏まえて、計画期間を国の期間に準じて2019年度から2030年度の12年間、削減目標を職員の省エネ行動、施設の省エネ化、電力のグリーン購入などに取り組むことにより、国の計画目標に準じ、二酸化炭素排出量を2030年度には基準年度の2013年度比40%削減とする内容の松前町地球温暖化対策実行計画素案を取りまとめました。

この計画案では、上記5施設のうち、温室効果ガス排出量の削減効果が高い松前町総合福祉センター、松前公園体育館及び松前総合文化センターの3施設について平成31年度及び平成32年度の2か年で省エネ改修を実施することとしております。

この3施設の省エネ改修を行うに当たって、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の補助事業を受けることが最も有利であるため、この事業採択を得るべく応募したい

と考えていますが、この事業は他の自治体から申請も多く、採択が得られにくく、また応募申請書類については省エネ改修の知見と経験がないと作成が困難であることから、専門業者に応募申請事務の委託を行うことが必要です。

今後の見通しとしては、公共施設の省エネルギー設備改修による温室効果ガス削減効果を含めた第4次松前町地球温暖化対策実行計画を松前町環境審議会に諮って決定した上で、上記3施設の省エネ改修に着手したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第19号について質疑を行います。

1 番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） それでは、質問をいたします。

3月11日に配付のありました説明資料では、12月から5施設、庁舎、町立学校給食センター、総合文化センター、公園体育館、総合福祉センターの管理運転状況の調査、省エネ診断等を行い、今年1月中旬に資料がまとまり、診断結果により、温室効果ガス排出量の削減効果が高い総合福祉センター、公園体育館、総合文化センターの3施設について、平成31年度、平成32年度の2か年で省エネ改修を実施することを盛り込んだ松前町地球温暖化対策実施計画素案を取りまとめたとありました。補正予算の議決は9月25日、調査診断を始めたのは12月、調査、診断、資料整理にかかった期間は一月半です。そこでお伺いします。

まず、委託業務の入札日、委託契約日はいつになりますか。調査診断の開始を12月より早い時期にできなかった理由はなぜですか。何になりますか。また、当初予算の編成時期は毎年同一時期であります。補助事業の応募、申請時期を承知していれば、必要となる予算については定例会初日に上程するのが本来かと思いますが、今定例会初日に上程する予定で事務は行っていたのか。また、当初予算への計上についての検討はしなかったのか。それと、申請書関係書類は補助申請以外にも利用できるのかということをお聞きします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

暫時休憩しましょうか。

（「どっちなん、休憩なんかどんなにかちゃんと言うてくれ」
の声あり）

暫時休憩です、今。

（「暫時休憩いつまで」の声あり）

答えが出なかったらそのまま。

（「昼になる」の声あり）

では、いいですか。お昼にしましょうか。

(「今さっきの誰に聞きよんですか」の声あり)

それでは、お昼とします。休憩1時まで休憩をします。

午前11時50分 休憩

午後1時0分 再開

○議長(八束 正) 再開します。

理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長(重松修平) 省エネ診断の委託についての入札日については、入札依頼は9月28日に行いまして、入札日は平成30年10月23日となっております。

契約日は、10月26日から平成31年2月4日までとなっております。

12月より早い段階で診断ができなかったかという御質問ですが、私の説明の方で12月からと言いましたが、12月からというのは現地調査でありまして、10月26日の契約後、11月5日に各施設の施設整備の図面等を事前調査資料として委託会社へ渡しまして、委託会社の方が施設や設備の運営状況、エネルギー消費量、過去3年の消費量とか稼働状況等を事前に調査をしております、現地調査が12月5日から12月7日となりまして、それらの調査から各施設の省エネ手法等既存の施設と対比効果を取りまとめた省エネ診断の報告書が1月28日に届け出がありましたので、スケジュール的にはそれより前というのは難しく、予定どおりだったと思っております。

当初予算で計上できなかったかにつきましては、省エネ診断の結果が1月末に報告されまして、各施設の二酸化炭素の削減量がどのくらいになるか当初予算計上時には分かりませんでした。この補助事業に申請を行うか、省エネ改修を行うかどうか、財政課、理事者と方向性を決定したのが2月25日となったことから、当初予算に計上できませんでした。

また、これ以外のこの申請については書類については使えないのかにつきましては、管理施設において改修時、また他の補助事業がありましたら、その設備等の見積もり等は基礎資料となります。

以上で終わります。

○議長(八束 正) 住田英次議員。

○1番(住田英次議員) 2点ほど、2回目ですから。

まず、平成30年10月23日と言われた、これは何の入札日を言われたのか、もう一度お聞きしたいのと。

最後、質問にありました補助申請以外に利用できるかというのは、今、結局、できる、できないかということが私よく聞き取れなかったんですけど。

そして、それにあわせて、あと2つ質問をします。

説明資料の今後の見通しとして、公共施設省エネルギー設備改修による温室温暖効果ガス削減効果を含めた第4次松前町地球温暖化対策実施計画を松前町環境審議会に諮って決定した上で、さきの3施設の省エネ改修に着手しますとあります。

ここからが質問になりますが、松前町環境審議会には計画をこの後いつ頃諮る予定ですかということです。それと、決定しなかった場合に、この3施設の省エネ改修の着手はどのようになっていくかという点です。先ほどの2つの聞き取りが悪かったんかもしれませんが、答えと今の質問についてよろしくお願いします。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 入札については、省エネ診断の業者委託なんですけど、二酸化炭素の排出抑制対策事業と補助事業ということでの入札であります。

次に、申請以外利用できないかということにつきましては、この中は他の施設の改修時の基礎資料として利用できると思っております。

3番目の環境審議会につきましては、4月に入りまして、中旬までには開催してお諮りしたいと思っております。

4番目の審議会の方で決定されない場合につきましては、再度庁内の地球温暖化防止実行委員会の方で審議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 審議会で決定をしなかった場合に改修はどうなるかということですが、審議会に諮るのは計画全体を諮るわけでありまして、計画が仮に具合が悪いということになりましても、省エネ改修はやっていかないと我々としてもいけないというふうに考えてますから、審議会は計画全体の話であって、省エネ改修そのものは審議会の意向いかんにかかわらずやっていこうというふうに考えております。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） いろいろ質問させていただきましたが、我々議員らがよく言うのは、予算審議をする場合に審査書類の出るタイミングということをよく話題にするんですが、そこらの我々の気持ちも込めた質問でした。

以上です。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） このたび、今回、当初予算を審議する議会の最終日にその補正予算を追加提案をするという、そういうことになってしまったわけなんですけど、そういうことになってしまったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

ただ、今回の場合、もともとは平成32年度ぐらいの省エネ改修を念頭に置いて事業を進めておったわけですが、省エネ診断をした結果の報告の際に診断業者からいろいろ

情報がありまして、その中で省エネ改修については有利な補助制度があるんだと、ほかの補助制度より随分有利な補助制度があるんだということが分かった。それから、その事業が平成31年度、平成32年度の2か年で終わると、その制度はその後なくなると。平成32年度まで待ってやった場合には、3施設省エネ改修しないといけないのが、多分の3施設の採択は不可能だろうと、1か年ではということが分かった。その事業を申請するには、専門的な内容が申請の中に含まれるので、専門家に委託しないといけないということも分かった。それから、その申請の時期が差し迫っているということも分かって、じゃあ、その申請どうするかということになったわけですが、財政事情の厳しい中では有利な補助事業がある以上、それをとりに行くということをやらないと、それをみすみす逃してしまうというのは間違いだろうと。是非ともそれはとりたいたいということですし、本当にとれるんかということを実業者に確認をしたら、その事業者はこれまでも自分たちが申請書をつくることで採択を得た実績もあると。うちのはどうなんだと聞くと、自信がありますという答えもありました。そういうことから、その業者に依頼をして、是非とも申請して事業をとりに行こうということに決めたわけでありました。

しかし、それが申請の時期が差し迫っておりますので、予算がないと。6月補正まで待つと、それには間に合わない。じゃあどうするかということですが、どういうふうにするかというのを考えたときに、新年度の予備費を充てるということも考えたわけですが、その段階でまだこの議会に新年度の追加提案、当初予算の補正予算を追加提案することは間に合う時期でありましたので、間に合う以上追加提案して、議会で審議をいただき議決をいただくのが本筋であろうということで、例のないことではありますが、当初予算の審議議会にその当初予算の追加予算、追加補正を出すと、こういうことになったわけでありまして、そういうことですので、私が与えられた選択肢の中では、変な例のないことではありましたが、この追加提案、補正予算案の追加提案はベストだと、ベストな選択だったというふうに私は考えております。そういうことにつきまして御理解をいただきまして、適切な議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 金澤です。それでは、質問させていただきます。

確かに財政難の折、国からの事業ということで、やらないといけない事業ということは重々こちらも承知しております。

その中で、今回の提案というのが、とある補助金を使うという事業ですよね。補助金を使うというのは、あくまで一つの手段だと私は考えます。今回、お話を伺っていくと、申請がうまくいけば329万4,000円、万が一しくじれば164万7,000円、半分が戻ってこない、失ってしまうというような、ちょっとリスクな制度であると思われまして。

そこでお尋ねしたいのが、まず1つ目が、万が一の場合は164万7,000円失うという方法なんですけれども、あえてこの提案を理事者側が推す理由は何なんだろうかと思うんです。今、先ほどの町長のお話伺うと、どうも業者さん主導でいっているような感じがするんですけれども。一般的に民間の業者というのは自分の仕事になるのを中心に考える癖がどうもあるんで、そうかどうか分からないんですけれども、どうも私の感覚からするとそんな感じも一方するわけです。

そこで、それは置いておきまして、推す理由です。いろいろと私としては、今の町長のお話を伺うまでは、いろいろ比較検討などなさって、これが有利なんじゃないかということのをされたんじゃないかなと予測はしてたわけです。そこでお尋ねしたいのが、比較検討した結果、どういう経過でこの提案というのを推しているのか。比較検討の結果と、あとはいろいろ会議なされたということなんで、そのときの議事録とか、誰が見ても、そういう話をしてそうなったんなら、ああ、そういうこともあるのかというように思えるようなものという議事録などはあるんでしょうか。まず、それが1つ目の質問です。

あと、2つ目の質問が、応募申請の事務代行を委託する業者、専門業者としか資料には書いてないので、これはどこの何という業者かあかせたらお話いただければと思います。

加えまして、今回の代行申請手数料、委託料329万4,000円、私が調べた限りでは、この手の代行申請する業者というのは、四国じゃないですけども、関東の方とかごまんとおります。知り合いもおります。結構まちまちなんです、この金額が。ですから、今回この金額が出た算定根拠というのがあればお知らせください。

以上3点お願いします。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 取りまとめの議事録につきましては、温暖化実行委員会の方の議事録はあります。

委託業者につきましては、岡山の方の備前グリーンエネルギー株式会社の方となっております。

こちらの方の設計金額につきましては、省エネ診断士等の単価と専任士と専門士についての単価を日数で計算して出しております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ちょうど省エネ改修事業、今朝デスクに1枚物の金額が載っている、予算金額3億1,100万円という形のを初めて見ましたけれども、前回、3月11日に協議会あったときに、部長さんの方から3億円ぐらいというようなお話もあったんで、既にこれ決まってるんだろうなと思って、もうちょっと分厚いやつただけののかなと思って楽しみにしてきたんですけれども。

実際、これ質問ですが、総事業費というのは予算には計上してないということですがけれども、申請には資金計画書というのが必要なはずですので、資金計画書というのはでき上がっているのでしょうか。それは、できれば私はこれ、先ほど住田議員もおっしゃってましたけれども、申請に出すということはその計画で審査がされて補助金が出るわけですから、その予算金額が実際執行されるというふうに考えるわけです。そうすると、議会が丸々に知らずにというか、めくら判押すような形になりはしないかなと思うんですけれども。まず、資金計画はあるのかと。あと、事前にそれを見せるべきではないかなと思いますが、御意見はいかがでしょうか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 資金計画につきましては、財政課とも相談。

○議長（八束 正） 暫時休憩します。

午後1時17分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 申し訳ありません。資金計画についてはありません。この申請に出すのがないんで必要はないんですけど、この補助申請の委託をする計算において申請に伴う正確な金額が出てきますので、これについては応募期間が4月の中旬から5月の中旬なんですけど、4月なり、5月なりの議員の定例協議会の方で報告したいと、その都度したいと思っております。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 通常、国庫補助なんかの採択を受ける場合には、事業計画をつくって、これだけの事業費が要ります、ついては幾らの補助金をくださいという申請をします。残りの部分は当然自己負担です。その自己負担が地方団体の場合は当然予算という形で議会の議決を最終的には得ないといけないんですけども、申請段階と申請の時期と議会の時期というのはずれてますから、議会の議決がないとだめだということにはななくて、将来議会の議決を受けて自己調達をします、この残りは。残りは補助金でくださいと、こういう形で申請をするわけでありますから、申請の段階で議会の議決を得ている必要はありません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 議決する必要がないという、私はそういうことを聞いているわけではなくて、議会の知らないものがひとり歩きするのはおかしくはないかということで、それはおかしくないという回答なんではないかな。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今、御説明しているわけで、これはまだ事業費ですたらこれから設計もしていかないと本当は確定しないわけですけども、こういう事業費でもってこれから事業するために申請をしますという予算を出していると。その予算の審議の中で御説明をしているということですから御理解ください。

○議長（八束 正） 今回で終わりです。

（3番金澤 浩議員「もう終わり。今のも聞いてない」の声あり）

今の答え、町長が言いました。3回です。

（「答弁漏れよ。これ載っとるよ、要るいうて。申請書要るというて書いとるけど」の声あり）

（3番金澤 浩議員「いや、申請書類持ってるんですけど、資金計画、予定でも必要なんです、これ申請するのに、おかしいじゃないですか。要らんですかといよるよ」の声あり）

加藤議員が質問しますか、加藤博徳議員。

（「いや、続きまだやらにゃいかん」の声あり）

一応終わりました、3回で。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そしたら、続けて質問しますが、こういう重要なことを本会議で3回で終わるような上程の在り方というのがおかしいということを議運でも申し上げたんですが、今、町長要らないと言われたけど、この申請書の中にはそれが。

（町長岡本 靖「何が要らないん」の声あり）

資金計画が要らない、予算が要らないと言われたでしょう、議決が。議決したものの予算がないといけませんよというて書いてますよ。

（「休憩せえや、もう」の声あり）

○議長（八束 正） 暫時休憩。

午後1時22分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） このところの必要な書類の中に予算書もしくは予算の見込み書ということになっておりますので、それは議決をいただければ予算書になりますし、議決を今後いただくということであれば予算の見込み書ということで提出をしたいと思っております。

○議長（八束 正） いいですか。あと、質疑ありませんか。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今、町長の方から内容についてお話がありましたが、実際に申請をして、アフターフォローをきちんとしていくということのお話があったと思うんですが、それは今回ここへ業者へ委託して採択してやっていくんですけども、採択した後の資金計画はまだこれからじゃと言われよったんですが、採択した後の進め方はどうしていくかというのは、これはかなりきついものがあるんですよ。確実に省エネをしていかなければ、例えば3年後にキープできなければ補助金は返さにかんというふうな縛りもあるんですよ。それを専門的にやらなんだらほとんどできない。そうすると、引き続き委託をずっと続けていくんですかというふうなことをせなんだらできないぐらいの厳しいものなんです。これ、私も会社勤めの折にやったことあるんですけど、かなり厳しいんです、書類そのものが。私どもがやった折は、専門人がおって、必死でやってたんです。それでも苦しかった。

今ちらっと言われましたけど、かなり厳しいのを委託、委託で本当にできるんでしょうかということの論議をもっと前にしたかったということをお願いしているんです。これがいかんと言うとるんじゃないんです。段取りがおかしいことはありませんかと。

先ほども金澤議員言よったけど、320万円、もともとが申請が通らなんだら半分で支払いこらえてもらえるんですというお話を聞きましたが、それそのものがはやおかしいと思うんです。何で半分になったりするんですか。ということは、相手がもう泣けということなんですか。いやいや、後の委託金でまた何するんでしょうかというふうな詳細な面を話してもらわんと、後で我々町民から聞かれた場合に、答えようがないんです。それで申し上げてるんです。かなりこれは難しいんです、資料を見てもみますと。そういうことも踏まえて、委託だけでできる問題じゃないし。そういうなことをきちんとして説明して、お互いが理解できて論議するようにすべきだというふうなことを申し上げてるんです。

ここで3回で質問終わるわけなんですけれど、まだまだお聞きしたいんですが、そういうなこと全般についてのほんならお答えはいただけますか。

（「2回目よ、これ2回目」の声あり）

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 委託料、採択されなかった場合2分の1ですということにつきましては、本来、この事業、応募する事業に係る費用というのが今回予算を上げとる金額でございます。事業者の方から自信はあるということですので、こちらの方から申し出をしたのではなくて、事業者側から自分のところもリスクを負わないとやれないだろうということで、そういう申し出があったので、契約の中で成功した場合に残りを払うというような契約を結ぶ予定にしております。

議員さん言われたように今後のことをどうするのかということについては、今まで説

明をしておりますので、今後、議員全員協議会のところで今後のスケジュール等も示していきたいと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 3回目の質問になるんですが、全般的な説明がない中で本会議でぽっと出されて、これで質疑が十分だということなんではないでしょうか。私は十分じゃないと思いますよ。これで町民の方にどう説明するんですか。説明できる資料をくださいというのは、全般的にくださいと言ってるんです。今日出してきてでしよう、これ。何が説明できるんですか。めくら判押せというんですか。

（「私に答えを求めている」の声あり）

何でしょうか。

（「私に答えを求めているんでしょうか」の声あり）

いいえ、違います。

（「もう座った方がええよ」の声あり）

座ったらいかんから座れんです。

（「ほんなら、次の質問何なんですか」の声あり）

先ほど2分の1の補助があると言いましたが、全国の財政力指数によって少ないところは3分の2で補助になっとなすよね。松前町はたまたま財政力指数が高いから2分の1だということではありますが。たとえ2分の1の補助であろうとも、できる、できんの話というのはきちんと進めていって、今後やっていかないかん。何回も申し上げますけど、きちんとした計画があつてやらないとできないですし、またLEDの変更であれば、今、お金出さなくてもリースで無料でやってくれるところはたくさんあります。そういう検討をきちんとした上で、これが町長ベストと言われるんだったら私も分かります。決して今やってること、私はベストと思いませんが。そういうことで全体の中身を知らせて、みんなで論議しませんかと申し上げてるんですが。今日資料もらったんで何で分かるんですか。タベ、私、これ一生懸命探しましたが。議員と論議するんだったら、それなりの日にちをくださいよ。まだこれ読んでません、半分しか。会社におつた折見てましたから分かりましたけど。こんなことで議会の論議にはならんと思うんですけど。座ります。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回、追加議案で提出させていただいているのは、応募申請に係る経費でございます。採択がされるということが必ず裏づけがあるわけではございませんので、採択されて改修事業が実施できるという段になって、説明はまたしていこうと思っておりました。今御指摘のあったとおり、全体の事業のスケジュールがないということで議論にならないということであれば、今後、全員協議会の中で採択された今後のスケジュールも含めて詳しく説明はさせていただきたいと思っております。

なお、今回応募するのは3施設ですので、ほかの施設も含めてのことも今後出てこようかと思えます。そういった部分も含めて全員協議会の中で丁寧に説明をさせていただいたと思っております。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 僕が思うに、追加議案が予算委員会、そのときにちょっと出てきて、こういう事業があって、金額これですというようなことなんやけど。こういう事業がもともと分かっとなら、もう議会の前の全協にでも諮って、金額が出てないんならそれはしょうがないやけど、こういう事業をして、今金額が出てないんで最終日に追加で出ますみたいなのを説明してもらわんと、今、部長がおっしゃられたように、これ採択されたらこれから全協で説明するじゃというのは、僕は逆じゃと思う。もう採択されてしもうたら、もうなし崩し的に予算もどどんつぎ込んで、3億円ぐらいかかるということなんやけど。多分、これまた金額が、どことは言わんのやけど、我が子に値をつけるようなもんで、何ぼ上がっていくやらも分からん。下がるかも分からんけど。でも、こういう協議を全協である程度してもろうとったら、こんな本議会で不細工な話にはならんと思うんですが。

それと、お聞きしたいのは、この説明書にある次の補助事業を受けることが最も有利であると。最もということは比較対象があるんで、ほかに比較されたんがあるんかどうかというのと。

もう一点、この申請業者が自信があるんやと、自信があるんでうちにさせてくれということなんやけど、自信があるんなら、僕は申請費用の半分だけくれということやない、出来高というか、それでやってもろうたらええんで、自信があるんなら0円でもいいです、申請費用0円でもいいですよ。それで、それ受け付けてくれたときに、300何十万円がしをくださいというような話でもいいんじゃけど、自信があるのに半分だけくださいというのも、自信があるんかどうか知らんけど、そこらもお聞きしたいんです。ただ単に業者が自信があるけえというて300万円という金放り出すのはいかがかなと思うんと。その2点お聞かせください。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 他の補助事業はということで、比較ということなんですけど、今回の時点では今言いました地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業と国土交通省の補助事業、経済産業省の補助事業等ありますけど、今言いました事業と比較しまして、補助率とか上限については地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業というのが最も有利と思ひまして上げております。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政 哲志） 出来高払い的なお話だったと思うんですけども、出来高払いにしても予算がないと出来高払いができませんので、予算総額としてはこの金額を上げるべきではないかと思っております。あとは、契約の中の書き方だろうとは思っておりますけども、今のところは全体先ほど説明したとおり、書類作成には今補正予算で上げている金額が必要だということですので、この金額を上げておくというのは、適当な金額だろうと思っております。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） すみません。出来高払いじゃない、成功報酬でええと思うんです、自信があるんなら。それで、今回の予算上げるのも、成功報酬で4月から5月か何か申請されるんでしょ、そこらで決定されるんやけん、できたときには6月補正で予算組んでもらうて、出したんで十分やと思うんです。成功報酬ということで、自信があるんなら。まあまあ、それはともかくとして、今、加藤さんが白熱しとったんも、私分かるんですけど。資料をもらうて、専門業者にというたところに、専門業者ってどこぞというたときに、岡山の話なんやけど、議論する上でそんなも分からずに私にこういう資料をもらうて、それで質問も全然できんのですよね。それで、議長も3回じゃけえ、3回じゃけえと切ってしまうて質問もさせてくれんような。専門業者も名前も分からん、金澤議員も言ようたように、内容的なもんもなかなか不安で、担当課も把握しとんかどうか分からんのやけど、こういうようなことを議会に追加議案で持ってきて採決せえというんは、なかなか議員として酷かなというようなところがあるんですけど、そこらはどういうふうにお考えですか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 業者名につきましては、先ほど言いました備前グリーンエネルギー株式会社となっております。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今回の審議いただいているのは予算でありまして、予算が通った後、業者と契約を成立させるわけですから、予定をしておる業者はありますけども、実はその業者に決まったわけでは、形式的な話です、ではないわけでありまして。

それと、先ほど金澤議員が選択をしたんじゃないかというようなお話もありましたが、実はこの業者は、省エネ診断をしていただいた業者であります。省エネ診断の中で彼らは松前町の各施設の状況を把握した上で省エネ診断してますから、それ以外の業者に頼みますと、もう一回そこからやり直さないかんので、省エネ診断をした業者でないと実際は申請書類はつけれないんです。

自信を示したかどうかという話が出てますけども、これは、さっき言いました、これが言うたら採択ができなかったら払ったお金が無駄になるという中で、それであっても申請

書類の作成を頼むかどうかと。頼むか頼まないかの判断において、その業者を選ぶかどうかじゃなくて、その業者でしかできない。その業者に依頼してつくってもらうかどうか、採択できんかったら捨て銭になるのが分かった上で、依頼してもらうかどうかにおいて彼らの実績と彼らの示した自信というのがあったので、頼むことにしたというわけでありませぬ。頼まなかったら、2分の1の有利な補助はとれません。

もし、万が一採択ができなくて、捨て銭になってもチャレンジするか、もう最初からそれを諦めてもっと補助率の低い、ちょっこりしか補助金のもらえない事業に行くか、その選択であったわけです。その選択の中で、業者が実績もある、自信も示したという中で、じゃあ、作成書類を採択されなかったら捨て銭になるかもしれないけど頼もうという判断を私がしました。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） もう3回目になるんですね。

以前、僕が町長にレンタルリース屋さんかな、無料で全部やってくれるんやということで、LED化を、1回紹介したことがあるんやけど。そのときに町長がおっしゃられたんは、村井さん悪いけど、行政というんは基本は競争やと、競争してもらわないかんのやと、入札になるよ。あと、町長、僕、そのときにお金要らんので0円ですよと言うたんやけど、競争じゃと言われてぼんとはねつけられたんやけど。今回は、これ競争も何もないで、もう岡山の何とかというところに大体ほぼほぼそれやってもろうたんでそこにやらないかんということで、これ今回なんやけど。

もうちょっと、僕が思うのは確かにあれやけど。もうちょっと議会对応をしっかりといただいて、事前にこういうふうな情報ももろうて、今日初めて岡山の何とかという業者分かったんやけど、もうちょっと議会对応を事前にやってもらうと、もっと分かりやすいし、議論もできて、質疑ですか、みんないろんな質疑しよんやけど、全協とかそういうようなところで結構できるんで、いきなり出されたらね。担当課も分かりにくいところがあるんやけど。もうちょっと事業というんをしっかりと把握して、それで全協にでも出してもらうと、もっとスムーズに行くんかなというようなところで考えて。競争の原理というのは、町長どういうふうにお考えですか。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 自治体が契約をする際に原則は競争だというのは、申し上げているとおりでありますし。議員がおっしゃられたことについて記憶が戻ってこないので申しわけないんですが。

今回の場合も、省エネ診断をする業者を選ぶときには、競争に基づいて選んでおります。入札で選んでおります。

やった結果として、その業者しか松前町の施設についての知見を持ってないことになってるわけです。ですから、申請書をつくるにおいては、ほかの業者であるともっと高いお金がかかります。だから、既に省エネ診断の中で把握している、知見を持って申請書をつくるわけですので、今回はその業者でないと高くなるし、その業者しかできないということですから、競争なしで1社に頼まざるを得ないという状況であることは御理解をいただいたらと思います。

それから、もう少し議会を尊重して早い時期に議論をしてほしいと、提案、情報を欲しいということについては、おっしゃるとおりであります。ただ、今回は、先ほど御説明したとおり、省エネ診断の結果、業者からの報告で様々なことが分かって、その段階で申請書の作成書類を委託をしなければならないということが分かったわけでありまして、その段階では当初予算に載せることもできなかつたし、整理をして今議論になっておるようないろいろなことを踏まえて判断をしたときが、もう既に間に合わない状況の中で追加提案しか方法がなかったわけです。追加提案しないのであれば、さっき言った予備費充当でもっと議会を軽視したことになるのではないか、あるいは事業を捨てるか、この2つしかなかったわけであります。一番議会を尊重する形は、格好悪いけども、当初予算の審議の議会に追加予算、補正予算を提案するというのが一番議会を軽視しない方法ではないかということで選択をさせていただいたわけでありまして、そこは御理解をいただいたらと思います。これしかもっと早くするすが私にはなかつたんです。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

三好勝利議員。

○13番（三好勝利議員） 1つお尋ねをしたいんですが、去年の4月ですか、先ほど来言われておった。入札をされて、それで業者が決まった。その決まった業者は優秀な業者で、そこ一件しかないという端的なことで決めた、そういうことを言われて、もう入札して、金額も決まった。

だけど、私が今まで見る限りでは、愛媛県の県においてもどこにおいても、愛媛県の県の病院があらいいね1,900億円の工事。あれ、プレゼンしたわけ、プレゼンテーションを。そのプレゼンテーションするのに、設計の前にプレゼンするわけで、そのプレゼンが3億円から4億円かかる。それは業者が自分が持ち込んで、計画をして愛媛県に使うてほしいということを申請するわけ。プレゼンの一番優秀なんが通るわけ。ということは、業者が決まるまでの間は無料よね。今さっきから言われた300万円のうちの半分は払わないかんとか、入札をして、金額を決めて業者が決まったとか、そういう問題やなしに、数社、募集したら何件もあろうと思われる。思われるその業者皆さんによって無料で松前町の現況を、福祉センターなり、庁舎なり全部を見ていただいてプレゼンするなり、そうでしょ。何かをしていただいて、無料で、それでなおかつ業者を決めていくのが私は行政の在り方

やないかと思う。

今、町長さんが言われるのは、そこ以外おらんとか、そこが一番優秀なとか。そうでしょ、日本全国でこういう事業をするのに数社入れて入札するでしょ。町長さんいつも言われる競争の原理、それは日本全国しょんでしょ。プレゼンとかプロポーザルとかやって、これが一番松前町には適して、この業者が正しいと、そういう業者を選定して入札をしてやるでしょ。プレゼンに来た業者がしっかりした業者でお金の安い業者にお願いするでしょ。そうでしょ。頭からこれ金決めて、将来3億円かかる、4億円かかるというて、そういうてあなたら言われとるけど、今現況、この300万円のうちの、もしうまいこといかなんだら150万円払うと言われておるけど、入札済ませとんでしょ。入札済ませて、入札業者決まっとんでしょ。これは順番としては相当おかしいんやなかろうかと思う。議会軽視したとか、うんぬんとか、相当皆さん言われるけど、これは事実であろうと思う。議長さんも、質疑は3回で終わりじゃけえというて、すぐ止めにかかるが。そういう問題ではない。松前の町をようしようと思うて皆さんが質疑をしようるわけで、理事者も一生懸命答えるわけで、話のつく前に、はい、3回で終わりです、打ち切るのはいかなものかと思われます。これはように頭に入れておいてほしい。

そじゃけん、今現状、私が言うのは、理事者が提案した分を私は否決せえというて、いまだかつて一回も見たことない。議案提案で上がってきたら、私も議長を長いことしたり、全国出ていったりして、理事者が提案した議案に対しては皆が吟味して、できれば否決するものではないと、私の一論でずっとやってきております、今まで。

そうしたら、そこにはいろいろな状況があろうけど、しっかりしたものを説明してくれんと、議会が混乱しようるだけで。3億円かかるか4億円かかるかも分からんけど、業者がどれだけおるんか、募集したらええんでしょ。ホームページなりインターネットで募集したええんでしょ。プレゼンしたり、プロポーザルしたりして、それ日本全国であるんでしよう。そういう業者に来ていただいて、診断していただいて、それからいい業者を集めて入札をするのが順番で、さきに入札を済ませてしもうて、金も決めてしもうて、これから業者と打ち合わせするといはんは、何か順番がいかかなものかと思う。でないと金も決まらん、何にも決まらん、将来も決まっていね。じゃけん、世間一般でやりようる、そういうふうなきちつとしたもんが一つもできてないけん、私はこれ言よんで、別に反対しようるわけじゃないんですよ。そういうふういきちんとできんのかと。

それで、さっきも理事者が答弁いろいろされて、議会から質疑されようるけど、課長さん、大変で、何にも分かってないから、何にも言えんのよね。急に出てきたことやけえこうなったんかどうかは分かりませんが、そこんところはきちんとした業者を選定するのが先じゃなかろうか。頭ごなしに岡山の業者が優秀なけん決めたんじゃと、入札をしたと。入札はどういうメンバーでしたんか。普通じゃったら全部載つとるはずで、ホームペ

ージか何かに。今回の場合は何にも載ってないわいね。こういうことはなるべく避けた方がいいんじゃないかと思う、私は。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 業者の選定につきましては、これまで答弁したとおりでございます。

○議長（八束 正） 三好勝利議員。

○13番（三好勝利議員） 答弁したとおりということは、町長さんがその業者を信用してしたということで。それはそれでさっき説明あった。私が言よんのは、従来、課長がしゃべったんは、入札を済ませたと言ったでしょう。入札を済ませたら、どこの業者が入ったんかというて私が尋ねたわけやないんで。そしたら、町長さんの答弁ちょっとおかしいんじゃないかと思う。私は、入札が何人入って、どういうメンバーが入ったかということを知りようのわけじゃないんで。できればスムーズに何事もやっていく方法があるんじゃないかと言ようだけで。そうでしょう、プレゼンしたり、何やかんやいろいろやる方法もあるし、そういう正攻法も使うたらどうかということを知りようだけで。そういうことを言ようだけで。細部にわたって、入札、岡山の業者がとって、入札でとった。そのとき、入札に入るとるメンバー、誰と誰と誰やったんとかということを知りようのわけじゃないんで。

それと、もうちょっと答弁もしっかりしてほしいし、計画ももうちいと事前に早うしてもらおうと、こういう混乱はないんじゃないかなろうかと思うて私は発言しようのだけで。

以上、終わります。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑を終わります。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

3番金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） それでは、ただいまから反対討論をいたします。

今回のこの議案は、省エネ改修事業の補助金を申請するために申請代行の委託料329万4,000円が必要なので議会の承認を求めるものでした。

しかし、大もとの事業全体の中身の詳細と最終的に幾ら経費がかかるのか、すなわち総事業費、総予算の説明が議会に対して全くなかったという事実があります。今回、理事者が上程したこの議案は、補助金申請だけに焦点を絞っていますが、初めに事業内容と総予算の説明があって、その次に一円でも安く仕上げるための一手段である補助金活用の話があるべきだと思います。順番が本末転倒なので、議会のチェック機能を働かせることがで

きません。

なぜ事業と予算はセットでチェックしないといけないのでしょうか。先輩方から議員になってからよく聞きました。ばらばらで出ていた場合、大変すばらしい事業だと思い議決をしたと、しかし後から次々に予算が追加され、気がついたら、結果、多大な予算を承認せざるを得ないような状況になっていたケースが何件かあると聞いております。これを防ぐために、事業と予算はセットで行う必要があるという内容が地方自治法第222条で定められています。事業と予算の審議なくして補助金の申請がひとり歩きするのはおかしなことではないでしょうか。

今回出てきた補助金の内容、皆さんもホームページなどで調べて御覧になっていると思いますが、非常に縛りがきつい補助金であることが分かります。補助対象外の経費も多数あります。直接工事費の材料費や労務費など、また間接工事費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費など対象外の経費も結構ありました。あと、公募資料を見ますと、大きく注意書き、こんなことが書いてました。本事業は単に機器の老朽化更新のための補助金ではないと。工事をして終わりじゃないという意味です。この補助金、申請時に算出したCO₂削減効果の担保を求めるものです。要は、この補助事業完了後、3年間の事業報告義務があり、当初の予定と厳しい乖離があった場合は、更に2年間自前で追加措置を講じて環境省に報告しなければだめだと。これに従わない場合は、補助金の返還を求めることもあると。

先ほど加藤議員もおっしゃってましたが、専門知識のある者じゃないとこれは管理は厳しいと思います。ということは、裏を返すと多大な委託料が発生する可能性が大きいということではないでしょうか。理事者が日頃財政難とおっしゃる中で、安く上げるための補助金が逆に経費を増やす結果になる可能性も否定できません。るる述べましたが、だからこそ事業、総予算、経費削減策としての補助金をセットで審議して、理事者が提案してきた今回の補助金を活用することが税金を無駄なく使う最善の方法なのか、議会のチェック機能で確認する必要があると思います。町民が納得できる形でやるべきです。

よって、本議案は一旦否決した後、臨時議会を開いて委員会付託し、十分審議した上で月内に決することを提案いたします。私は、このことをやるのを否定しているわけではありません。今のままでは判断ができないから審議を尽くすべきだという提案です。この補助金の申請期間は4月中旬から5月中旬までですから、十分間に合う案件であると思います。

議員の皆さん、議会は何のためにあるのか、先日開催した議会報告意見交換会においても、町民の皆さんから身内の甘い関係にならずしっかりチェックしてほしいという意見をいただいたばかりです。議会改革と言いながら、ろくにチェックもせずスルーさせたのでは、町民の皆さんの期待を裏切ることにほかなりません。議員各位におかれましては、是

非御賛同をお願いいたします。

以上。

○議長（八束 正） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番早瀬武臣議員。

○12番（早瀬武臣議員） 議案第19号平成31年度松前町一般会計補正予算第1号について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、質疑、応答でこの件については、理事者の答弁等、また議員の質疑等々いろいろありまして、私はその件については納得したところでございますが、再度まとめて報告をさせていただきます。

今回計上された公共施設温暖化対策推進事業は、第4次松前町地球温暖化防止対策実行計画において、国に準じて温室効果ガス総排出量を2030年度に2013年度比約40%削減するに当たり、平成31年度及び平成32年度の2か年で温室効果ガス排出量の削減効果の高い松前町総合福祉センター、松前公園体育館及び松前総合文化センターの3施設について、一般財団法人環境イノベーション情報機構の補助を受けて、省エネ改修を行うこととしております。この補助事業の採択を受けるため、今年度省エネ診断を行った委託業者に応募申請書類の作成を委託するため、委託料を計上するものです。

この3施設は建築年数が古く、照明や空調設備の更新時期が近づき改修が必要であるが、一般財源のみでは早期に改修を行うことは困難です。その中で、公共施設において省エネ設備を導入し、温室効果ガスを削減することに対して補助が受けられるこの事業は、補助率が約2分の1であり、一般財源の負担を考慮した場合、現段階において最も有利であると思われま。

しかしながら、この補助事業は他の自治体からの申請も多く、採択が得られにくく、また応募申請書類作成については省エネ改修の専門的な知識のある業者でないと困難であり、申請事務の支援委託を行うことが必要であると思われま。先ほど金澤議員が言われました。この事業については既に決定し、我々にも報告をいただいております。ただ、事業内容については今後予算計上されてくると思われま。予算計上された時点でいろいろ議論をされて、採択うんぬんを審議するものであって、今の段階で事業予算内容等々については計上するものではありません。今回はその委託事業を計上しているものでありますので、以上のことから議案第19号平成31年度松前町一般会計補正予算第1号を可決しなければならないと考えており、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（八束 正） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(八束 正) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成31年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、平成31年度当初予算をはじめ、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分配慮してまいります。

さて、今月から私どもが地域に出向いて地域の方と直接意見交換をさせていただいております町政懇談会の4巡目がスタートいたします。引き続きそれぞれの地域が抱える課題、要望等についてきたんのない御意見をいただき、町政の各種施策に反映できるよう取り組んでまいりますので、各地域の皆様におかれましては、是非御参加をくださいますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに御多忙と存じますが、健康に十分留意をいただき、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(八束 正) これにて平成31年松前町議会第1回定例会を閉会します。

午後2時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

